

令和8年度分別収集物 (プラスチック資源循環促進法) 申込関連資料集

【令和7年11月28日 改定版】

八〇一シ

資料 12. プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を 委託する際の手続き等について	1
資料 13. 「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」	17
資料 14. 令和8年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について	21
資料 15. 分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・ 産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について	43
資料 16. 産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項	48
資料 17. 「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（見本）	49
資料 18. プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で 市町村等が負担する費用について	56

令和 7 年 10 月 21 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 (改定日 : 令和 7 年 11 月 28 日)

プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき 分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について

本資料は協会にプラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物の再商品化を委託する際の手続きや注意事項について取りまとめたものです。容器包装リサイクル法に関わるプラスチック製容器包装及び白色トレイを協会に委託する際は、**資料1**「『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和8年度版）」をご確認ください。

【用語の定義と区分】

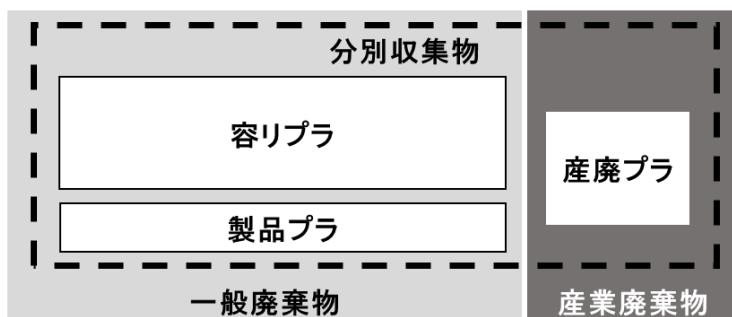
市区町村・一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は、プラスチック容器包装廃棄物（容リプラ）と併せて容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別収集することができます。また、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるものに限る。）（産廃プラ）を併せて分別収集することができます。

それぞれの定義及び分別収集物のイメージを以下に示します。

容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装リサイクル法施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となつたものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ

なお、プラスチック使用製品廃棄物とは、プラスチック資源循環促進法第2条第3項に規定する、使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったもの、をいう。

また、分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別収集することにより得られるものをいう。



分別収集物の基準は、市町村が指定法人（協会）にその再商品化を委託する場合（プラスチック資源循環促進法第32条及び第36条関係）、環境省令第1条で定める基準に適合するものに限る。

(1) 契約及び支払い方法

- ア) 製品プラ等に関して、申込時に算出いただいた申込量に基づき協会と市町村等との間で「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（資料17）を締結いたします。
- （容器包装リサイクル法に基づく容リプラに関しては、これまで通り分別基準適合物の特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」と市町村負担分に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。詳細は資料1をご確認ください。）
- イ) 以下の場合は、「変更契約書」を改めて締結いたします。
- ① 契約期中で品質調査により容リプラと製品プラの組成比率の改定が生じた場合
 - ② やむを得ない事情で契約期中に再商品化事業者（運搬事業者含む）が変更となり、契約締結時の落札単価に変動が生じ、協会と市町村等で対応について協議した結果、変更に合意した場合
- ウ) 市町村等への請求時期は、従来の容器包装リサイクル法に基づく容リプラの市町村負担分と同じ四半期ごとです。支払い請求書を受理された後30日以内にお振り込みいただきます。
- 例）4～6月引き取り分 → 7月請求 → 30日以内に振り込み
- エ) 契約初年度の第1四半期、第2四半期は契約締結時の組成比率に応じて請求を行いますが、協会の品質調査により組成比率の改定が生じた場合には、第3四半期、第4四半期は変更後の組成比率に基づき請求を行います。前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。詳細については「令和8年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について」（資料14）をご確認ください。
- オ) 当面は四半期ごとに請求を行いますが、今後製品プラ等の引取量が大きく増え、協会の資金繰りに影響が出るような場合には、四半期請求を見直す場合があります。その際は、あらかじめ書面にてお知らせしますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

(2) 市町村等への資金拠出

- ア) プラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物において、容器包装リサイクル法第10条の2に基づき算定される市町村に対する金銭の支払（合理化拠出金）の算定にあたっては、引き続き容リプラの再商品化費用（特定事業者負担分に限る）のみが対象となります。

(3) 引き取りを行う量

- ア) 正式申込みは、市町村等との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で10%以上又は1,000トン以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村等と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。
- イ) 市町村等がア)の連絡を怠った場合、又は再商品化事業者決定後に申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対して

は同じ対応とさせていただきます。

④) 容リプラを含む全国の市町村等の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上回ることが見込まれる場合は、市町村等及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとします。

なお、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの「引き取りを行う量」については資料1をご確認ください。

(4) 市町村等が負担する再商品化費用について

ア) 協会にお申込みいただく場合、市町村等が負担する再商品化費用は以下のとおりです。

① 製品プラ等の再商品化に係る費用

② 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）（※1）の再商品化に係る費用
(市町村負担分を申込まない場合は発生しません。)

（※1）小規模事業者分（市町村負担分）の詳細は資料1の「1. 契約及び支払い方法」をご覧ください。

イ) 製品プラ等の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

市町村委託単価（再商品化事業者の落札単価+協会経費（※2）単価）×引き渡し実績量（※3）

（※2）協会経費負担の考え方は「プラスチック資源循環法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について」（資料18）をご参照ください。

（※3）引き渡し実績量（製品プラ等）のうち、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量、製品プラは（引き渡し総量-産廃プラ）×製品プラ組成比率により計算された量となります。

ウ) 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

分別基準適合物（容リプラ）で定めた再商品化実施委託単価×（引き渡し総量-産廃プラ）×容リプラ組成比率×市町村負担比率

エ) イ) の製品プラ等の再商品化に係る費用について、初年度は、協会が実施する品質調査により製品プラの組成比率に変動があった場合、下期において負担額が変動（増減）します（契約初年度の上期に引き渡しがあった場合）。また、年間の引き渡し総量の変動や期中における再商品化事業者の変更による負担額の変動（増減）等がありますので、予算確保にあたってはご留意ください。

(5) 製品プラ等の協会経費単価

令和8年度の数値は以下のとおりです。

	令和8年度	
製品プラ等の協会経費単価	5,507円／t	5.507円／kg

※製品プラ等の再商品化に係る費用のうち、製品プラ等の再商品化事業者の落札単価については入札で決定するため、ここでは表記しておりません。2月下旬に落札結果として通知いたします。

※容リプラの再商品化実施委託単価・特定事業者責任比率及び市町村負担比率は資料1をご確認ください。

(6) 引き取り条件

【分別基準の運用】

- ア) 市町村等は環境省が定めた「分別収集物の基準」や「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）（以下、「分別収集の手引き」という。）」等を参照し、プラスチック資源循環促進法第31条第1号の規定に基づき「プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準」を策定し、住民へ普及啓発を行い、分別収集物を中間処理（選別・梱包・保管）し、「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料13）（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）を基準として協会への引き渡しを行うようご準備をお願いします。
- イ) リチウムイオン蓄電池等、発火危険物の混入により再生処理事業者の保管施設や再生処理施設などで火災事故が発生するトラブルが例年多発しております。市町村等の責任において、リチウムイオン電池を含む電池類、ライター等の発火するおそれがある危険物をベールに混入させないよう、普及啓発や選別等を実施してください。該当市町村等へ改善を繰り返し要請したにもかかわらず、改善がなされない場合は、お引き取りを中止させていただく、又は次年度の引き取りをお断りさせていただく場合があります。
- ウ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくことになります。
- エ) 品質改善について、本来は、市町村等及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- オ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村等と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- カ) 市町村等には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

- キ) 分別収集物に求められる重量は10トン車1台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別収集物は、10トン車1台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、実際の積載量は6トン前後（※）となります）。
- （※）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。
- また、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で10トン車での引き取りができない場合は、10トン車以外での引き取りも可能です。
- なお、日常的な引き取りについて、市町村等からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。
- ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村等から引き取りの申込みを受ける際に、「分別収集物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村等の希望に添った対応を実施します。
- コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- キ) 分別収集物の保管及び受け渡し施設は、容器包装リサイクル法に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指

定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができないことがあります。

また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村等に増額費用のご負担をお願いする形になりますので、ご留意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- シ) 協会は、市町村等から引き渡し依頼を受ける際に「分別収集物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ス) 当該分別収集物を 10 トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村等と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- セ) 協会は、実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村等並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- リ) 市町村等が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村等との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- タ) 分別収集物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行いますが、市町村等は、残さが発生しないように「分別収集の手引き」や「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

(7) 分別収集物の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

- ア) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

- イ) 1つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることとします。
複数落札事業者への引き渡し頻度は原則、毎月均等にお願いいたします。上期・下期のみといった偏った引き渡しは行わないようにお願いいたします。

【粉碎品・溶融品】の取扱い】

- ウ) 「粉碎・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉碎品・溶融品」は、分別収集物の基準を満たすとは見なされませんので、引き取りを行いません。

(8) 市町村等による品質調査（組成調査）の実施

- ア) 令和8年度から分別収集物を申込む場合、引き渡し予定の保管施設ごとに容リプラ、製品プラのそれぞれの割合や、自らのベールの品質等を明確にするため、市町村等は必ず品質調査（組成調査）を実施していただく必要があります。品質調査（組成調査）の詳細については、資料 14 を参考に実施してください。

- イ) 品質調査（組成調査）は、容リプラ、製品プラ、産廃プラを一括してベールにして協会へ引き渡

す場合において、特定事業者と市町村等の再商品化費用の負担割合を明確にするために必須の申込要件です。容リプラ、製品プラは品質調査（組成調査）で組成比率を算出することにより重量を把握する一方、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）で把握していただきます。

産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な場合は環境省（※）にご相談ください。
なお、市町村等が負担する再商品化費用については資料 18 をご参照ください。

④) 事前に実施した品質調査（組成調査）に基づき、容リプラ、製品プラ、異物の秤量値から算出された容リプラと製品プラの組成比率をもとに申込量を記載していただき、品質調査（組成調査）の結果を資料 14 の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）に記入し、申込締切までに当協会に提出する必要があります。

記録書の提出については本申込をオンラインで行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なります

- ・オンラインで申込みを行う場合

記録書を PDF に変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス : plastic@jcpra.or.jp

メールの題名 : 令和 8 年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先 : (公財) 日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

- ・郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

⑤) 申込締切までに記録書の提出がない場合は申込むことはできません。

⑥) 令和 7 年度に分別収集物の申込みがある市町村は記録書の提出は不要です。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室】TEL:03-5501-3153

（9）容リプラと製品プラの組成比率の改定

⑦) 製品プラを初めて申込み・契約した契約初年度に限り、契約締結時は申込みいただいた時点での容リプラと製品プラの比率で契約を締結いたします。ただし、初年度 4 月から 9 月までの期間を目安に協会で容リプラ、製品プラの比率を確認するために品質調査（組成調査）を実施し、その結果、契約締結時の比率が変動し改定する必要性が生じた場合には期中で組成比率を改定、下期（10 月～翌年 3 月）より適用し、「変更契約書」を改めて締結いたします（改定の必要性が生じない場合は、そのままの契約となります）。

⑧) なお、契約初年度の下期に適用された組成比率は、市町村等が次年度も申込みを継続する場合、次年度申込み時の組成比率として適用され、その比率で 1 年間契約することになります。

例) 令和 8 年度契約締結⇒契約初年度は申込時点の組成比率を適用（上期のベール品質調査結果で組成比率が変動して改定する必要がある場合は下期から変更）、令和 9 年度も契約締結⇒契約 2 年目となり、初年度に実施したベール品質調査の結果による組成比率が 2 年目に適用。令和 10 年度は申込みが令和 9 年 10 月のため、令和 8 年度下期のベール品質調査による組成比率と令和 9 年度上期のベール品質調査による組成比率の平均値が適用。

⑨) 上記⑦ ⑧ の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります、契約初年度の下期からの引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が異なる場合があります。詳細については資料 14 をご確認ください。

(10) 製品プラ等の入札における上限価格の設定

- ア) 再商品化を実施する再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定します。製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます（製品プラと産廃プラの入札価格は同一とします）。
- イ) 製品プラ等を申し込んだ市町村等に対し、12月上旬に上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法の回答についてご連絡します（申込時の方によりオンライン又は郵送で連絡）。回答期限は、令和8年1月9日(金)です。
- ウ) 回答は、上限価格の設定の有無及び上限価格の記入の他、一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合は、指名競争入札を行うため、次に示す事項をあらかじめ市町村等に選択していただくことになります。
- ①指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
 - ②指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
 - ③指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する。
- 入札選定や上限価格の設定に関しては「分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について」（資料15）をご参照ください。

(11) 産廃プラの再商品化を委託する場合の注意事項

- ア) 再生処理事業者に引き渡すベールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを発行し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。
- 詳細については「産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項」（資料16）をご確認ください。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室】TEL:03-5501-3153

(12) 分別収集物を申込む際の注意点（資料12の参考資料④）

令和5年4月よりプラ法における分別収集物の引き渡しが開始となりましたが、トラブルが発生している事例もあり、当協会の再商品化業務に影響が出ております。当協会に分別収集物を申込む市町村・一部事務組合において特に対応が必要なご注意点（1）～（6）について、別添：資料12の参考資料④にまとめておりますので、ご確認をお願いします。

- （1）市町村等による品質調査の実施について
- （2）製品プラの収集品目の選定について
- （3）中間処理施設の管理について
- （4）市民啓発の実施について
- （5）中間処理施設での禁忌品及び異物の除去
- （6）ベール結束材について

(13) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合の調整

- ア) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村等及び協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。

(14) 環境省のプラスチック資源循環促進法関連資料について（ご参考）

各種資料が特設サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/>）に掲載されております。
併せてご確認ください。

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について（令和4年4月1日付環境循環総発第2204016号環境省環境再生・資源循環局長通知）

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf>

- ② プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf

- ③ 再商品化計画の認定申請の手引き（令和4年3月）

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei.pdf

以上

【今後のスケジュール】

令和7年度

今後の主なスケジュール		製品プラ等特記事項
		<p>※11月までに品質調査を実施し、その結果概要を申込締切までに当協会へ提出する(産廃プラを申込む場合は原則市町村等が排出事業者から引き取った量とする)。</p>
10月	21日 令和8年度市町村等からの引き渡し・再商品化に関する申込書類発送 30・31日 市町村説明会	<p>※市町村が負担するコストは以下の3つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①容器包装リサイクル法に基づく小規模事業者分(再商品化実施委託単価) ②製品プラ等の処理コスト ③製品プラ等の処理に係る協会経費 <p>※①③は10月下旬に通知予定。</p>
11月	12日 市町村等からの申込締切(品質調査結果概要の提出)	※製品プラ等の処理コストは入札によって決まるが、市町村等は上限価格を設定できる。
12月	上旬 市町村等からの申込みに対して承諾書を発行	※入札期間、落札事業者の通知の時期は変更の可能性あり。
1月	中旬 再商品化事業者向け入札説明会 12月下旬～1月中旬 入札期間 1月中旬～2月下旬 落札選定期間	②製品プラ等の処理コスト通知
2月	下旬 市町村等へ落札事業者の通知	
3月	中旬 引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送 下旬 市町村等へ契約書の送付	

令和8年度

4月	4月中 契約締結(4月から引き渡し・再商品化の実施)
5月	原則毎月5日に引き渡し実績量報告(産廃プラは原則市町村等が排出事業者から引き取った量)
7月	5日(6月分の実績報告)の報告で第1四半期の数量が確定 下旬 第1四半期の請求書(容り分・製品プラ等分)発送
8月	下旬 第1四半期分の支払期限
10月	4～9月に当協会で品質調査を実施 契約初年度の市町村は契約時の組成比率と4～9月の品質調査で得られた組成比率に差がある場合は、第3四半期(10～12月)の支払により協会が調査することで得られた組成比率を適用される。 (以下省略)

令和7年10月21日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和8年度 分別収集物を申込む際の注意点とトラブル事例

当協会では、令和5年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づいた再商品化業務を開始しておりますが、お申込み時までに実施が必須である事前の品質調査の実施について、製品プラの費用負担について、期中の組成比率変更について等お問い合わせを多くいただいております。また、過去に一部の市町村等で引き渡しに関するトラブルが発生し、再商品化業務に多大な影響を与える事態がございました。以下にて、市町村等に実施していただく事項及び過去に発生したトラブルの詳細をまとめておりますので、分別収集物を当協会に申込む予定の市町村等においては必ず内容をご確認のうえ、対策をお願いいたします。

なお、当協会では市町村等でトラブルが発生した場合、改善計画書を提出していただき、改善計画書の内容が確実に実施されているかを確認します。改善の見込みがないと判断した場合は、業務委託契約書や委託契約書に基づき、当年度中の引き取りの留保及び次年度以降の申込みをお断りする場合がございます。

1. 市町村等に実施していただく事項

(1) 市町村等による事前の品質調査の実施

令和8年度以降に新規で分別収集物を申込む場合は、事前の品質調査(組成調査)の実施が必須となっております。この事前の品質調査記録書は11月12日(水)までに当協会にお送りいただきます。詳細は資料14をご確認ください。

なお、お申込みの内容と異なる組成調査(例：可燃物や不燃物に含まれる製品プラ量の調査結果の転用)は認められませんのでご注意ください。

品質調査の実施は、組成比率の把握だけでなく、異物や禁忌品の混入状況を把握し、今後の市民啓発や中間処理での対策を実施するうえでも有効な方法となります。実際の一括収集や引き渡しを想定した調査の実施をお願いいたします。

(2) 製品プラの収集品目の選定

製品プラの収集品目を選定するにあたり、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参考にすることになりますが、手引きにある「含めてはいけないもの」の混入防止について充分な啓発を行っていただくとともに、住民の排出状況や中間処理施設での選別状況を踏まえ、収集品目は慎重に決定してください。

特に、収集対象をプラ100%のものに限定せず、玩具や一部金属が付属しているプラスチック製品等「原材料の大部分がプラスチックであるもの」を収集対象としている場合は、リチウムイオン電池を含む電子機器等や、金属等の異物が増加する可能性があります。近年、リチウムイオン電池等の混入による発煙・発火事故も多く発生しておりますので、住民への啓発及び中間処理施設での禁忌品含む異物の除去をお願いいたします。

リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止が徹底できない場合は、対応策として「原材料の全部(100%)がプラスチック製のもの」だけを収集対象にすることや、「リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品のごみステーションでの分別収集」等をご検討ください。

(3) 中間処理施設の管理

中間処理施設では、分別収集物の選別及び保管を適正に行い、適切に処理がされているか市町村等自ら管理してください。特に、中間処理施設が他の市町村等と同じ施設で中間処理・保管を行う場合、他市町村の収集されたプラスチックや出来上がったベールが混入しないよう中間処理を行う日を分ける、出来上がったベールに目印をつける、出来上がったベールの置き場所を分けるといった区分け処理・区分け保管の徹底をして、引き渡すベールに間違いが発生しないよう対応してください。

また、市町村等は中間処理施設の能力（適切に選別をされたベールを作ることが可能な能力）を把握し、収集する分別収集物の量が中間処理施設の能力を上回る場合は、処理が可能な中間処理施設への変更や中間処理施設の追加を実施してください（例えば、処理能力が1,000tの中間処理施設が2,000tを処理することになった場合、能力不足により、適正な選別や管理がされていない状態でベールを再生処理事業者に引き渡した場合、異物の増加や、引き渡しベールの間違いが発生する恐れがあります）。

特に中間処理施設を委託しており、且つ複数の市町村の中間処理を実施している場合、年度ごとの契約によって中間処理を実施する市町村数が増減する可能性があります。必ず該当の中間処理施設の委託量を確認し、委託量が処理量を超える場合は、委託をした市町村間で委託量が処理量に収まるよう調整をしてください。

更に、運搬事業者を長時間待機の防止や、複数の再生処理事業者が落札した場合の振り分けに乖離がでないよう、引き渡しに関する管理業務を中間処理施設に一任するのではなく、市町村等の担当者が自ら管理し、中間処理施設、再生処理事業者と連携して業務を実施してください。

(4) 市民啓発の実施

ホームページや広報誌での周知や説明会の実施等、効果的な住民啓発を実施し、リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の混入防止に努めていただくようお願いします。

住民が排出した禁忌品を、中間処理施設で全て除去することはできません。効果的な住民への啓発を実施し、禁忌品を排出しないような対策を実施してください。

なお、当協会のホームページに、リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止事例集やポスター・チラシのデータ、YouTube動画等をご用意しておりますので、是非ご活用ください。

容り協会ホームページ：<https://www.jcpra.or.jp>

(5) 中間処理施設での禁忌品及び異物の除去

リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の除去を徹底してください。

また、住民からのプラスチックの収集量と中間処理施設で出来上がった分別収集物の量から、残渣率の平均値を把握する等、中間処理施設で適正な異物除去が実施されているか管理してください。平均値を下回るようであれば、選別が行き届いていない場合があります。日頃より、適正な異物除去に関する管理をお願いいたします。

(6) ベール結束材について

資料13に記載のとおり、ベールの結束材はPPバンド等のプラスチック製のバンドを推奨しており、番線は安全上好ましくありません。再生処理事業者の工程上、番線のベールが引き受けできない施設もあるため、入札選定において落札事業者が決まらない可能性がありますのでご留意ください。

トラブルなく引き渡しが開始できるモデル事例として、上記の対策を実施したうえで、一部地域で実証試験を開始し、試験期間中に品質調査を実施してから当協会に申込みすることを推奨しております。

予算請求等の準備を勘案すると、当協会に申込むまでに約2年かかる場合も想定されますので、スケジュールに余裕を持ち、十分準備をしたうえで当協会に申込むようお願いいたします。

2. 過去に発生したトラブル事例

(1) 引き渡しベルの間違い

複数の市町村等の中間処理を行っている施設において、A市（容リ法における容リプラのみ）を落札している再生処理事業者に誤ってB市（プラ法における分別収集物）のベルを引き渡してしまった。誤って引き渡したB市のベルは、中間処理前のベルであったため、中に入っていた金属の棒等の異物によって、再生処理事業者の破碎機が損傷する事態が発生しました。

(2) 引き渡されたベルへの異物・禁忌品の混入、及び発煙・発火トラブルの発生

再生処理事業者の施設でリチウムイオン電池を含む電子機器等が原因で発煙・発火トラブルが発生しました。また、靴底、金属片等の異物が多数検出されました。

(3) 指定保管施設ではない場所での引き渡し

当協会の契約では「指定保管施設で引き取ること」となっておりますが、実際にはお申込みの際に指定保管施設とは別の倉庫で引き渡しがされていました。

(4) 運搬及び引き渡し量に関するトラブル

①落札事業者間の不適正な引き渡し配分

落札の結果によって、ひとつの保管施設を複数の再生処理事業者が落札した場合は、落札量に応じた割合で毎月均等に案分して引き渡すことが必要となります。落札量に応じた配分ができておらず、偏った引渡しとなっていました。

②ベルを引き取りに行った運搬事業者の長時間待機

ベルを引き取る際、運搬事業者が長時間待たされることが度々発生し、最長で13時間待機させられることもありました。

③引き取りの直前の追加、キャンセル

引き取り日の前日等の直前に引き取りを実施する運搬車両の追加やキャンセルが度々発生しました。

④トラックへの積込量不足

通常10t車に32ベルを積載するところ、半分の16ベルしか積まれませんでした。

上記①～④のような状況が発生した場合、再生処理事業者は運搬事業者の配車計画や人員の配置等を含めた操業計画通りの操業が困難となり、また、運搬事業者にその保管施設からの引き取りを断られてしまい、引き取りができなくなる可能性もあります。

以上のようなトラブルが発生した原因として、禁忌品混入防止対策（住民への啓発や中間処理施設での除去）が不十分であったこと、また中間処理施設への管理そのものが不十分であったことが原因であると考えられます。特に、分別収集物を引き渡す場合、禁忌品を含む異物が増加する可能性がありますので、従来の容リプラを引き渡す以上の対策、管理をお願いいたします。

以上

参考資料⑤

環循総発第 2404252 号

令和 6 年 4 月 25 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局

総務課容器包装・プラスチック資源循環室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）

日頃より、循環型社会や脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題の解決などに向けて、各都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む、以下同じ。）においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組を推進いただき、心より御礼を申し上げます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行から 2 年が経過し、令和 6 年度末には、プラスチック資源循環促進法に基づき、容器包装のみならず製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施する市区町村数は約 100 となる見込みです。こうした先駆的な市区町村の取組によりプラスチックの資源循環が進展しているものと考えています。

さて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見されます。これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、管下市区町村に速やかに伝達いただくとともに、取組の徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 不適正事案の概要

令和 5 年 4 月にある市区町村が引き渡した廃プラスチックベールを、再商品化事業者が

施設内設備に投入したところ、金属の棒（直径3センチ、長さ30センチ程度）の混入により破碎機の刃が破損する事故がありました。同ベールには、引取り予定の市区町村とは異なる市区町村の指定収集袋が未破袋で入っていたほか、異物も多く検出されました。また、他の再商品化事業者では、ベール内へのリチウム電池内蔵製品の混入による発煙トラブルも発生しました。

本事案の原因としては、中間処理事業者が複数の市区町村から中間処理の委託をされており、自ら管理できる量を超えて処理を実施していたこと、市区町村による監督が十分ではなかったこと等が挙げられ、異物の除去や市区町村ごとの適切な管理が徹底されていなかったと考えられます。

2. 適正な中間処理及び再商品化の確保に向けたポイント

プラスチック使用製品廃棄物を新たに分別収集するなど分別収集量の拡大を図る際には、（1）自ら又は委託先を確保して中間処理を行い、再商品化事業者に引き渡す方法、（2）プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定を活用することで、市区町村による中間処理工程の一体化・合理化を行い、直接再商品化事業者に廃プラスチックを運搬し、再商品化する方法のいずれかが選択肢となります。中間処理や再商品化を適正に行うために留意いただきたい事項をそれぞれ以下のとおりまとめましたので、業務の実施に当たって参考してください。

（1）自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合

自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合には、以下の点に留意して適切に中間処理を実施してください。新たな中間処理事業者への委託や中間処理委託量の変更等、これまでと異なる対応を行う場合には、中間処理事業者と綿密に連携を取り、事業が安定するまで丁寧に指導を行うことも重要です。

①中間処理事業者の確保

- ・短期的に適切な中間処理事業者が確保できない場合は、委託予算の積増し、自区内での中間処理業者の誘致等の対応策も検討すること。なお、民間事業者に対するリサイクル設備の導入補助事業等の財政支援措置の活用も考えられるので、環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室まで御相談ください。

- ・中間処理事業者の選定に当たっては、機器の処理能力のみならず、ベールの保管場所や運搬車の引渡し場所及び待機スペース等を確認すること。また、廃プラスチック以外の資源を扱う事業者の場合は、他の資源の動線や保管場所もあわせて確認すること。

- ・市区町村が委託する中間処理事業者に関して、その中間処理事業者が複数3の市区町村の委託を受け中間処理を行う場合は、各市区町村からの受入量を中間処理事業者とともに確認をし、無理のない受入量となっているかどうかを確認すること。

- ・市区町村と中間処理事業者の委託契約後に新たに処理の委託を受けた結果、中間処理事

業者の管理能力を超え円滑な処理に支障を来す可能性が考えられる。そのため、中間処理事業者が新たな委託契約を結ぶ際には、事前に市区町村に相談・連絡する等の取決めを結ぶこと。

②中間処理の運用面での対応

- ・中間処理事業者により異物の除去や廃プラスチックベールの適切な管理が行われるよう、監督を行うこと。なお、抜き打ちで中間処理事業者の立入検査を実施することも考えられる。
- ・中間処理事業者において、複数の市区町村の中間処理・保管を行っている場合には、市区町村及び工程（処理前・処理後等）ごとに保管場所や処理ラインを分ける等の対策を行うこと。なお、市区町村や工程ごとに色の異なるビニールひもをベールに巻き、区別しやすくする方法等をあわせて実施すること。
- ・各自治体から中間処理事業者への引渡し量の時期的な変動があること（特に年始は回収量が増加する傾向がある。）を前提に、事前に中間処理事業者と調整の上、年間の処理・保管等に係る計画を作成すること。

（2）プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定を活用する場合

き認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要があります。特に、再商品化事業者にリチウムイオン電池等の再商品化を著しく阻害するものの混入する可能性を低減するため、市区町村による市民への異物混入防止に向けた周知・啓発の強化、収集段階での除去等の対策の実施、再商品化事業者による異物選別の強化等、市区町村と再商品化事業者でよく連携し、対応を検討してください。

再商品化計画の認定の申請を行う場合、申請書類の事前相談等を完了させた上で、下記期日を目途に申請が必要となります。計画開始までは1年以上かかりますので、早めに検討を開始していただき、不明点等があれば環境省各地方環境事務所資源循環課まで御相談ください。

再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者の場合
再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者ではない場合

分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含む場合 再商品化計画を開始する前年度の6月末

分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合 再商品化計画を開始する日の3ヶ月前

なお、再商品化計画の申請等に関して、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和5年1月）

1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和5年1月）」の掲載ページ https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.1_.pdf 」に詳細を記載していますので、そちらも御参照ください。

<連絡先> 環境省 環境再生・資源循環局 総務課容器包装・プラスチック資源循環室

電話：03-5501-3153

メール：plastic-circulation@env.go.jp

担当：朽網、喜久川、澤田、福武

※上記担当は人事異動で変更となっており、現担当者は下記となります。

担当：朽網、内田、牧

令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別収集物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 8 年度については、下記の基準を用います。

1) 引き取り形態

- ・圧縮されていること

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られていることをいいます。

また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。

なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。

- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。

腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。

- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 $0.25 \sim 0.35 \text{t/m}^3$ 程度を目安としてください（＊1））。

（＊1）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。

下記 3) の表の重量についても、同様とします。

- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋（指定収集袋、市販のゴミ袋等）を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（ $1,100\text{mm} \times 1,100\text{mm}$ 角）への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) (*2)	重量(k g)	結束材
① $600 \times 400 \times 300$	18～25	P P、P E T バンド又はフィルム併用
② $600 \times 400 \times 600$	36～50	同上
③ $1,000 \times 1,000 \times 1,000$	250～350	同上

（＊2）寸法の $600 \times 400\text{mm}$ 、 $1,000 \times 1,000\text{mm}$ はプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。
番線及びスチールバンドは解体作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

分別収集物に含めてよいものとして、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」(令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「手引き」という。)の3.(2)に記載されている「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものです。

なお、「手引き」3.(2)は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければいけないものではありません。

「手引き」3.(2)に例示されていないプラスチック使用製品廃棄物であっても、原材料の全部又は大部分がプラスチックであれば分別収集物に含めることができます。

また、【含めてはいけないもの】(1)～(4)は「手引き」の内容と同一です。詳細は「手引き」を参照してください。

項目	基準	備考
「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年環境省令第1号の「分別収集物の基準」に適合するもの)	90%以上(重量比)	「手引き」の範囲内のもの
【含めてはいけないもの】		
(1)次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと ①プラスチック容器包装廃棄物 (容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの(*3)) ②プラスチック使用製品廃棄物 (①を除く。)のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの	付着または混入していないこと	
(2)汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物	混入していないこと	食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたものは含めることができません。(「手引き」2.(1))
(3)他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの		(「手引き」2.(2))
①ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの	混入していないこと	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、 ・飲料 ・しょうゆ ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件 (平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)

		告示第3号)第1項各号に掲げる物品2であって、同告示第2号の規定3に適合するものを充填するための容器は含めることができません。「手引き」2.(2)(1)
②使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの	混入していないこと	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は含めることができません。「手引き」2.(2)(2)
③一边の長さが50cm以上のもの	混入していないこと	一边の長さが50cmを超えるものは含めることができません。ただし、長さが50cmを超えるPPバンド、ロープ等は、50cm未満になるように切断し、リサイクル設備に絡まらないように束ねられている状態であれば含めることができます。雨合羽、レジャーシートは、広げると50cmを超えるものもあっても、50cm未満になるように切断した状態になっていれば含めることができます。なお、市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に50cm未満になつていれば、住民からの収集の段階で50cm以上のものであつても含めることは可能です。「手引き」2.(2)(3)
(4)分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの		(「手引き」2.(3))
①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの ア)リチウムイオン蓄電池を使用する機器(*4)(*5) イ)分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの(*5)	混入していないこと	以下のものは含めることができます。ア)加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等 イ)ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等(「手引き」2.(3)(1))
②人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの(*5)	混入していないこと	点滴用器具(輸液パック部分は除く。)、注射針、注射器等は含めることができません。(「手引き」2.(3)(2))
③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの ア)刃物等(*5) イ)リサイクル設備に影響を与えるもの	混入していないこと	以下のものは含めることができます。ア)カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラスの破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの イ)まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ5mm程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。

		繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、鞄、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) (3)）
(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物）	混入していないこと	ただし、当該廃棄物を含む引渡し申込を行っている場合は異物としない。

(* 3) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、

- ・飲料
- ・しょうゆ
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2号の規定に適合するものを充填するための容器を除きます。

(* 4) 近年、廃棄物の収集運搬やリサイクルの現場において、加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等が原因と考えられる発火トラブルが増加しています。乾電池やその他の電池についても発火の可能性はありますが、特にリチウムイオン蓄電池は、中に燃えやすい液体が入っていることもあります、高い発火リスクがあります。実際にリサイクル工程の第一段階であるペール解碎機や破袋機の刃によって、リチウムイオン蓄電池が押し潰されて、発火する事故が起こっているため、リチウムイオン蓄電池を使用する機器が絶対に混入しないように住民に対してよく周知するとともに、選別を徹底してください。

(* 5)「I. 容器包装リサイクル法に定める分別基準適合物の引き取り品質ガイドライン」の「プラスチック製容器包装」で禁忌品に該当するもの。

以上

令和 7 年 10 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 8 年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について

1. 申込み初年度における品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）の実施の目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、当協会に引き渡される分別収集物は、原則、容リプラ以外にも、製品プラや産廃プラが混在したものとなります。

費用負担においては、分別収集物のうち、容リプラについては従来同様に特定事業者の負担と市町村等の負担（令和 7 年度は特定事業者負担 99%、市町村等負担 1%）となる一方、製品プラ、産廃プラの再商品化費用については、全額市町村等の負担となります。

製品プラの費用は、製品プラの数量と再商品化事業者の入札によって決められた単価により決定しますが、分別収集物に混在する容リプラと製品プラの各数量を算出するためには、回収した分別収集物に含まれる容リプラと製品プラの比率（以下、「組成比率」という。）が必要となります。

当協会と契約後は当協会でベール品質調査を実施し、ベールに含まれる組成比率を明確にしますが、申込み初年度は当協会と契約前のため、市町村は自ら品質調査を実施し、その結果で得られた組成比率をもとに当協会に申込む必要があります。

よって、申込みまでに品質調査を実施することは必須です。事前品質調査が実施できないことは、申し込み条件を満たさないことになります。

なお、令和 7 年度に分別収集物を申込んだ市町村等においては、令和 8 年度の申込みに向けて品質調査を実施する必要はありません。ただし、期初又は期中で収集方法・内容等の変更、収集エリアの変更、構成市町村の変更等により組成比率が大幅に変更する可能性がある場合は、変更等を行った年度を契約初年度として、自ら品質調査を実施していただく場合がありますので、その際は必ず申込開始までに当協会にご相談ください。

2. 市町村等による品質調査実施の期限

当協会の申込み（10 月下旬～11 月下旬）までに、市町村等自ら品質調査を実施してください。

3. 市町村等による品質調査実施の手順

（1）品質調査方法

下記の方法から選択してください。

①協会の「分別収集物品質評価方法」と同様の方法で実施

品質調査の方法については、参考資料⑧「分別収集物のベールの品質評価方法」の内容を参考に実施してください（当協会で契約後に実施する方法を記載しています）。

実施回数や実施期間等に定めはございませんが、当協会に申込む際の引渡し内容と相違ないように実施をお願いいたします。

②独自の方法で実施

モデル形成支援事業や実証試験の結果を使用する場合を指します。

*他の調査内容結果（可燃物や不燃物の混入プラ比率など）を引用することはできません。

（2）品質調査の判定基準について

上記「（1）品質調査方法」の選択に関わらず、資料 13「令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和 4 年 1 月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）を判定基準としてください。

参考資料⑧に判定基準の詳細を記載しておりますので、参考のうえ品質調査を実施してください。

(3) 品質調査の記録について

参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」(以下、「記録書」という。)に、品質調査の結果を記入してください。

「市町村による分別収集物の品質評価記録書」記入方法

【基礎情報】

調査日や実施場所、市町村名等を記入してください。

【調査方法】

上記(1)「品質調査方法」の調査方法を選択してください。

②独自の方法で実施を選択した場合は、モデル形成事業や実証試験である旨を記載してください。

【調査対象】

申込む予定のベールの種類に合致した内容を選択してください。

(例) 容リプラと製品プラと産廃プラを引き渡す予定

⇒ ②を選択してください

(例) 容リプラと製品プラを申込み予定だが、容リプラと製品プラのベールを分けて引き渡す予定

⇒ ④を選択し、容リプラと製品プラでそれぞれ品質調査を実施してください(別々に品質調査を実施するため、記録書は2枚必要です)。

【品質調査結果】

評価対象重量を記入し、品質調査の結果、容リプラと製品プラ、異物の量を記入してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を評価対象重量で除して算出してください。

※秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記入してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

・計算式

<容リプラの比率>

$$100\% - \text{製品プラの比率} (\%)$$

<製品プラの比率>

$$\frac{\text{品質調査における製品プラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

上記の【品質調査結果】の中から容リプラと製品プラの秤量値を転記し、2つの項目を合計してください。

製品プラ比率については、製品プラの各項目の秤量値を合計の重量で除して算出してください。

容リプラ比率については、100%から製品プラ比率を差し引いて算出してください。

(例) 製品プラが11.00kg、合計の重量が56.00kgの場合

$$11.00\text{kg} \div 56.00\text{kg} = \text{比率 } 19.64\% \text{ (製品プラ)}$$

$$100\% - 19.64\% = \text{比率 } 80.36\% \text{ (容リプラ)}$$

秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記入してください。

ここで算出した比率が、申込時における容リプラと製品プラの比率の根拠となります。

(4) 記録書の提出方法

本申込をオンラインで行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なりますので、詳細は以下の①②をご覧ください。

なお、提出期限は回答の方法に関わらず、申込締切の令和7年11月12日（水）（必着）です。

①オンラインで申込みを行う場合

記録書をPDFに変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp

メールの題名：令和8年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先：（公財）日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

②郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

(5) 申込みまでに品質調査が実施することが必須条件

申込みまでの品質調査は必須です。事前品質調査が実施できないことは、申込み条件を満たさないことになります。

4. 申込時の組成比率

申込の際、記録書の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率を、小数第1位を四捨五入した数値を記入します。

（例）【申込時における容リプラと製品プラの比率】で、製品プラの比率が19.64%の場合

19.64%の小数第1位を四捨五入 ⇒ 申込書の製品プラ比率に「20%」と記入

100%から製品プラ20%を差し引く ⇒ 申込書の容リプラ比率に「80%」と記入

なお、申込書に記載された比率、数量で当協会は入札を実施し、再商品化事業者と契約します。

5. 契約以降の品質調査及び組成比率の変更について

契約後は当協会にてベール品質調査を実施し、以下の方法によって各年度の組成比率を決定します。

（1）契約初年度の組成比率（契約初年度上期から分別収集物の引き渡しが開始され、容リプラと製品プラが混ざったベールを引き渡す場合）

契約初年度上期の組成比率については、申込時の組成比率を適用します。

契約初年度下期の組成比率については、契約初年度上期の組成比率と、契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率の差の範囲によって変更の可否が決定します。

契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率（小数第2位まで表示）が、契約初年度上期の組成比率と比べ、

1) 0.8倍～1.2倍以内の場合は、契約初年度下期の組成比率は変更せず契約初年度上期の組成比率を継続する。

2) 0.8倍～1.2倍を超える場合は、契約初年度下期の組成比率は、ベール品質調査の組成比率に変更する。

※組成比率の差の範囲である 0.8 倍～1.2 倍について

令和 4 年度に協会が、当該年上期の製品プラと製品カラーフラの組成比率を実施している市町村・一部事務組合 3箇所にご協力いただき、製品カラーフラと製品カラーフラが混ざったベールについて品質調査を実施し、その結果から誤差の範囲を算出しています。

【例 1】上記 1) に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品カラーフラの組成比率 20%
 - ② 契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品カラーフラの組成比率 23.84%
 - ③ $\textcircled{2} / \textcircled{1} = \underline{1.192 \text{ 倍}}$
- ⇒ 契約初年度下期の製品カラーフラの組成比率は、①の 20% を継続

【例 2】上記 2) に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品カラーフラの組成比率 20%
 - ② 契約初年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品カラーフラの組成比率 24.62%
 - ③ $\textcircled{2} / \textcircled{1} = \underline{1.231 \text{ 倍}}$
- ⇒ 契約初年度下期の製品カラーフラの組成比率は、②の組成比率の小数第 1 位を四捨五入した 25%に変更

(2) 契約 2 年度の組成比率

契約初年度下期に決定した組成比率を 1 年間継続します。(上記(1) 1) 又は 2) の組成比率)

(3) 契約 3 年度以降の組成比率

契約 3 年度においては、契約初年度下期と契約 2 年度上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率を平均した値を 1 年間適用します。

以降の契約年度については、契約 3 年度同様に、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率を平均した値を 1 年間適用します。

【例 3】契約 3 年度の組成比率の算出方法

- ① 契約初年度下期に実施したベール品質調査で得られた製品カラーフラの組成比率 18.38%
 - ② 契約 2 年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品カラーフラの組成比率 22.26%
 - ③ $(\textcircled{1} + \textcircled{2}) / 2 = \underline{20.32\%}$
- ⇒ 契約 3 年度の製品カラーフラの組成比率は、③の組成比率の小数第 1 位を四捨五入した 20%に変更

(1)～(3)をまとめた図は、以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と 契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
(1) 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍～1.2倍以内の場合	品質調査実施	市町村 実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の 組成比率		半年適用		市町村実施の組成比率を さらに1年半適用		初年度下期と2年度上期の 組成比率の平均を1年適用	
(2) 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍～1.2倍超の場合	品質調査実施	市町村 実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の 組成比率		半年適用		協会実施の組成比率を1年半適用		初年度下期と2年度上期の 組成比率の平均を1年適用	

(4) 引き渡し開始が契約初年度下期からの場合の対応

契約初年度下期から契約2年度上期の組成比率については、申込時の組成比率を適用します。合理化拠出金の品質寄与の算定のため、契約初年度下期もベール品質調査は実施しますが、そこで得られた組成比率を契約2年度上期から変更することはありません。

契約初年度下期のベール品質調査を実施して得られた組成比率は、契約2年度上期にベール品質調査を実施して得られた組成比率と平均し、契約2年度下期及び契約3年度の1年半の期間適用します。

以降は、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施したベール品質調査で得られた組成比率を平均した値を、1年間適用します。

【例4】引き渡し開始が契約初年度下期からとなる場合の契約2年度下期及び契約3年度の組成比率

- ① 契約初年度下期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 17.64%
 - ② 契約2年度上期に実施したベール品質調査で得られた製品プラの組成比率 19.88%
 - ③ $(\text{①} + \text{②}) / 2 = 18.76\%$
- ⇒ 契約2年度下期及び契約3年度の製品プラの組成比率は、③の組成比率の小数第1位を四捨五入した19%に変更

(4)をまとめた図は、以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と 契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
契約初年度下期に引き 渡しが開始された場合	品質調査実施	市町村 実施		協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の 組成比率			市町村実施の組成比率を 1年適用		初年度下期と2年度上期平均を 1年半適用		

(5) 容リプラと製品プラのベールを別々に引き渡される場合の対応

容リプラのベール、製品プラのベールを別々に引き渡す場合、市町村等はそれぞれのベールの数量又は重量を管理することが必要になります（実績に基づいた値で管理できることが望ましい。何らかの理由により実績で管理できない場合は計画量でも可）。

ベール品質調査は容リプラ、製品プラのベールそれぞれについて、ベール品質調査を実施します。ベール品質調査によって得られた容リプラ、製品プラの比率に市町村等が管理している容リプラ、製品プラの数量又は重量を掛けてトータルの組成比率を算出いたします。

	品質調査結果		ベールの数量 (実績量または計画量)	※品質調査結果×ベールの数量		
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量	
容リプラベール	80.44%	19.56%	100 t	80.44 t	19.56 t	
製品プラベール	9.82%	90.18%	20 r	1.96 t	18.04 t	
合計			120 t	82.40 t	37.60 t	

↓ 82.40 t と 37.60 t で比率を算出

容リプラ比率	製品プラ比率
68.67%	31.33%

↓ 小数第一位四捨五入

トータルの組成比率	容リプラ比率	製品プラ比率
	69%	31%

(6) 組成比率の変更方法

ベール品質調査の結果、組成比率の変更が必要となった場合、協会より「変更依頼書」を市町村等に送付いたします。市町村等は「変更依頼書」に署名、押印のうえ、協会まで返信してください。

(7) その他注意事項

- 契約が継続している最中であっても、期初又は期中で以下の変更により組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査（組成調査）の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。
 - ① 収集方法・内容等の変更
 - ② 収集エリアの変更
 - ③ 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更
 - ④ ①～③以外に組成比率の変更が見込まれる場合
- 組成比率を平均して算出する際、引き渡し頻度や量が少ない等の理由により、引き渡しがあるにも関わらず上期又は下期のいずれかのベール品質調査が実施できない場合は、組成比率を平均することができないため、片方の組成比率を適用することができます。
その他、引き渡しがあるにも関わらずベール品質調査が実施できない（又はベール品質調査を実施したが組成比率の変更ができない）場合は、協会と市町村等で対応について協議します。
- ベール品質調査の年間の回数は、今後のベール品質調査の実施状況、組成比率の結果、市町村等からの申込状況等を踏まえ変更となる可能性があります。
- 当協会が実施するベール品質調査の調査対象ベールの選定では、中間処理の工程等に伴う、ベール

の容リプラ、製品プラの組成の偏りについては考慮せず、無作為にサンプリングを行います。容リ
プラ、製品プラが均一に混ざっていないベールが調査対象となった場合、組成比率に大幅な変動が
出る可能性がありますので、ご留意ください。

以上

市町村による分別収集物の品質評価記録書

【基礎情報】

調査実施日	令和 年 月 日	参考資料⑥	
調査実施場所			
市町村又は組合コード		市町村又は組合名	
保管施設コード		保管施設名	
市町村又は組合の担当部署		担当者名	
担当者電話番号		担当者E-MAIL	

【調査方法】該当する方法をチェックしてください。

①	<input type="checkbox"/>	協会の「分別収集物のペールの品質評価方法」と同様の方法で実施
②	<input type="checkbox"/>	独自の方法で実施 ※モデル形成事業等の場合はこちらを選択 (.....)

【調査対象】調査対象をチェックしてください。

①	<input type="checkbox"/>	分別収集物(容リプラ+製品プラ)
②	<input type="checkbox"/>	分別収集物(容リプラ+製品プラ+産廃プラ)
③	<input type="checkbox"/>	分別収集物(容リプラ+産廃プラ)
④	<input type="checkbox"/>	収集したプラスチックを分別収集物の種類ごとに別々に分けた場合 (④を選択した場合、本記録書で実施した調査対象物の種類) <input type="checkbox"/> 容リプラ <input type="checkbox"/> 製品プラ <input type="checkbox"/> 産廃プラ

【品質調査結果】秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目	対象物	秤量値(※1)	比率(※1)
容リプラ	床に広げた評価サンプルから、製品プラと異物を除去した容リプラのみの重量	kg	%
製品プラ	床に広げた評価サンプルから、容リプラと異物を除去した製品プラのみの重量	kg	%
異物	協会が定める引取品質ガイドラインのうち、「含めてはいけないもの」に該当するもの	kg	%
評価対象重量		kg	%

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

評価項目	秤量値の記入方法	比率の記入方法	秤量値(※1)	比率(※1・2)
容リプラ	【品質評価結果】の「容リプラ」の秤量値を記入	100-製品プラ比率	kg	%
製品プラ	【品質評価結果】の「製品プラ」の秤量値を記入	製品プラ／合計	kg	%
合計	「容リプラ」の秤量値と「製品プラ」の秤量値を合計する		kg	

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

(※2)ここに記入した容リプラと製品プラの比率が、申込書の様式3-5に記入する「引き渡し申込み比率(%)」の基礎となります。

こちらの比率の小数第1位の数値を四捨五入し、整数にしたものと様式3-5に記入してください。

市町村による分別収集物の品質評価記録書(見本)

【基礎情報】

調査実施日	令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日		
調査実施場所	容器包装リサイクルプラザ		
市町村又は組合コード	01001	市町村又は組合名	容器リサイクル組合
保管施設コード	01	保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
市町村又は組合の担当部署	リサイクル部	担当者名	容器 太郎
担当者電話番号	03-3456-7890	担当者E-MAIL	abc@def.jp

【調査方法】該当する方法をチェックしてください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	協会の「分別収集物のベールの品質評価方法」と同様の方法で実施
②	<input type="checkbox"/>	独自の方法で実施 ※モデル形成事業等の場合はこちらを選択 ()

【調査対象】調査対象をチェックしてください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	分別収集物(容リプラ+製品プラ)
②	<input type="checkbox"/>	分別収集物(容リプラ+製品プラ+産廃プラ)
③	<input type="checkbox"/>	分別収集物(容リプラ+産廃プラ)
④	<input type="checkbox"/>	収集したプラスチックを分別収集物の種類ごとに別々に分けた場合 (④を選択した場合、本記録書で実施した調査対象物の種類) <input type="checkbox"/> 容リプラ <input type="checkbox"/> 製品プラ <input type="checkbox"/> 産廃プラ

【品質調査結果】秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力

評価項目	対象物	秤量値(※1)	比率(※1)
容リプラ	床に広げた評価サンプルから、製品プラと異物を除去した容リプラのみの重量	45.00 kg	75.00 %
製品プラ	床に広げた評価サンプルから、容リプラと異物を除去した製品プラのみの重量	11.00 kg	18.33 %
異物	協会が定める引取品質ガイドラインのうち、「含めてはいけないもの」に該当するもの	4.00 kg	6.67 %
評価対象重量		60.00 kg	100.00 %

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

評価項目	秤量値の記入方法	比率の記入方法	秤量値(※1)	比率(※1・2)
容リプラ	【品質評価結果】の「容リプラ」の秤量値を記入	100-製品プラ比率	45.00 kg	80.36 %
製品プラ	【品質評価結果】の「製品プラ」の秤量値を記入	製品プラ／合計	11.00 kg	19.64 %
合計	「容リプラ」の秤量値と「製品プラ」の秤量値を合計する		56.00 kg	

(※1)秤量値、比率は小数第3位を四捨五入して小数第2位まで入力してください。

(※2)ここに記入した容リプラと製品プラの比率が、申込書の様式3-5に記入する「引き渡し申込み比率(%)」の基礎となります。

こちらの比率の小数第1位の数値を四捨五入し、整数にしたものと様式3-5に記入してください。

本資料は、申込みまでに市町村等による品質調査を実施していただぐにあたり、当協会のベール品質調査の手順や評価方法を記載した資料になります。本資料を参考に申込みに際した品質調査（組成調査）を実施してください。
＊なお、ベールである必要はありません。

参考資料⑧

制定：令和4年6月20日

最終改正：令和7年10月21日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

分別収集物のベールの品質評価方法

1. はじめに

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）32条に基づき、当協会が市町村から再商品化の委託を受けた分別収集物の再商品化を円滑に推進するためには、市町村から協会に引き渡される分別収集物のベールの品質向上が必要となります。

市町村から引き渡されるベールの品質基準への適合性について評価、ランク付けを行うため、また、ベール品質の向上を促すとともに、適正な再商品化、再商品化製品の利用促進に寄与することを目的に、当協会では「品質調査」を実施します。

また、品質調査結果から分別収集物における容リプラと製品プラの組成比率を算出し、必要に応じて、委託契約書に記載した容リプラと製品プラの組成比率を補正するための根拠として用います。

調査の手順や評価方法について、以下に記します。

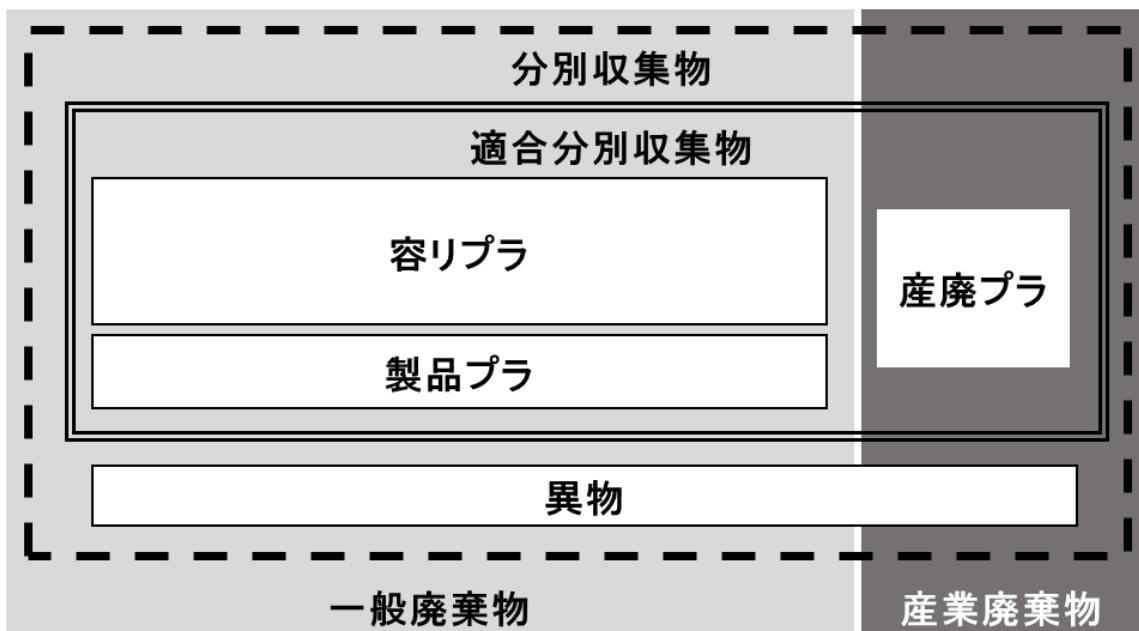
【用語の定義】

用語	定義
プラスチック使用製品	プラスチックが使用されている製品
使用済プラスチック使用製品	一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないもの
プラスチック使用製品廃棄物	使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったもの
分別収集	市区町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集すること
分別収集物	分別収集により得られるものをいい、指定法人（当協会）にその再商品化を委託する場合（法第32条及び第36条関係）は、環境省令で定める基準に適合するものに限る
容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの。容リ法における分別基準適合物のベール品質調査では「事業系プラスチック」を指す

用語	定義
異物	分別収集物のうち、容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当しないもの
ベール	分別収集物を一般的な圧縮機（ベーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られているもの
適合分別収集物	「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和4年環境省令第1号。以下、「省令」という。）の「分別収集物の基準」及び当協会が定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を満たし、ベール品質調査において容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当するもの
手引き	「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

（※1）産廃プラを当協会に申し込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる。

【品質評価における各用語のイメージ】



2. 評価対象及び評価の実施

（1）評価対象

- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。
 - ア . 「分別収集物（容リプラ+製品プラ）が混ざっているベール」
 - イ . 「分別収集物（容リプラ+製品プラ+産廃プラ）が混ざっているベール」
 - ウ . 「分別収集物（容リプラ+産廃プラ）が混ざっているベール
 - エ . 「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※2）
- （※2）エ. は、ア. イ. 又はウ. の申込みであるが、「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それぞれが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記（1）のベールの種類によって2種類存在する。

- ・ア. 又はエ. の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）

⇒様式1（容リプラ、製品プラ用）

- ・イ. ウ. 又はエ. の場合（「産廃プラ」を含む申込み）

⇒様式2（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

（2）実施者

- ・作業は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会が業務委託する品質調査委託先（以下、「協会委託先」という。）の品質調査員が立会う。

（3）評価者

- ・協会委託先の品質調査員（以下、「品質調査員」という。）が評価する。

（4）実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

（5）調査の種類と実施時期

- ・通常調査

年1回以上実施する通常の調査。当面の間、上半期（4～9月）に1回、下半期（10～3月）に各1回実施する。

（＊通常調査は、REINSシステムでは、上半期調査を「1回目」、下半期調査を「2回目」と表記。
ただし期中で組成比率が変更となる場合はこの限りではない）

- ・再調査

通常調査にて、適合分別収集物の比率評価或いは破袋度評価がDランクであった場合、再調査を実施することがある（6.「判定結果への対応」の(2)～(3)「Dランク判定の場合」を参照）。再調査を実施するか否か、また実施する場合の日程は協会が判断する。

- ・特別調査

ベール品質調査を実施する日の情報漏洩に関する不適正行為通報や、協会から品質改善を要求するも、改善が見られず、協会が必要と判断した場合等に「特別調査」を実施する（【特別調査の実施と判定結果への対応】を参照）。隨時。

（6）品質調査スケジュール管理

- ・協会委託先が再生処理事業者と調整し、品質調査スケジュール案を協会に提示する。
- ・協会（プラスチック容器事業部）の了承後、品質調査を開始する。

（7）市町村又は一部事務組合（以下、「市町村」という。）の立会い

- ・市町村担当者の立会いは任意とし、再調査時は要請することとする。
- ・中間処理施設（民間委託先を含む。）の担当者の立会いも可とする。
- ・協会委託先より、品質調査実施の2週間前に実施日を通知する。引き渡し等の事情により2週間を切る場合の対応は、協会の判断により決定する。

（8）評価記録の提出先及び保管

- ・品質評価記録書を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に記録し、照合する。
- ・品質調査員及び再生処理事業者は、相互確認のため、以下の写真を撮影する。

- ① 保管ベールに明示された表示板

② ベールの保管状況

※保管数が2個の場合（大ベール及び中ベール①）は②の保管状況の写真は省略してよい。

③ 選択したベールの全景

④ ベールを解体し、床に広げた状態

⑤ 適合分別収集物のうち、製品プラを分別して集めた状態

⑥ 異物（適合分別収集物以外のもの）が種類ごとに分別された状態

⑦ 禁忌品（異物のうち、リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、火災のおそれのあるもの、医療系廃棄物、刃物等）

・再生処理事業者は、品質調査終了後、品質調査結果を速やかにREINSに入力する。

・REINSに入力後、出力した「ベール品質評価記録書」を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に品質評価記録書と照合する。

・出力された「ベール品質評価記録書」を正とし、品質調査員は協会へ報告する。なお、品質調査結果の確認のため、再生処理事業者は出力された「ベール品質評価記録書」をPDFファイルで協会委託先宛にメール送信する。

・市町村への品質調査結果の連絡（分別収集物ベール品質評価記録書、写真等）は、協会委託先が実施する。

(9) 記録の開示

この評価結果を、品質調査実施者は協会の許可なく、当該市町村以外の者に開示してはならない。協会は、保管施設ごとの調査結果をホームページで公表する。

3. 調査対象ベールの保管

(1) 取り置きベール数

公正性の意味から、原則として調査対象の市町村の取り置きベール数は、大ベール、中ベール①は2個、中ベール②は4個以上、小ベールは8個以上とする（ただし10kg未満の小ベールは、100kgを超える必要個数、或いは全量を取り置く）。再生処理事業者の諸事情により、取り置きベール数の確保が困難であると判断された場合は、事前に協会委託先へ申し出ることにより確保数の調整を可能とする。

【取り置きベール数の目安表】

名称	重量	取り置きベール数
大ベール	100kg以上	2個
中ベール①	50kg以上～100kg未満	2個
中ベール②	30kg以上～50kg未満	4個以上
小ベール	10kg以上～30kg未満	8個以上

※特異なベールは評価に適さないため、やむを得ない場合を除き大ベール及び中ベール①は重量差（（重いベール重量÷軽いベール重量-1）×100）（%）が30%未満になるように選別し取りおくこと。

※小ベールについては、パレット単位で8個以上保管されることが望ましい。

(2) ベール入荷日

調査実施日の4週間前に入荷したベールを調査対象とする（原則として異なる日付のベールであること）。ただし、通知日の3週間前に入荷が確定している場合は、事前に品質調査委託先に連絡し、調査対象ベールとする。

なお、事前に協会が了承している場合は、この限りではなく調査を実施する。

(3) 保管場所

指定可燃物貯蔵届出書にて届出されている屋内スペースに保管する。やむを得ず屋外に保管する場合には、小容器類の飛散防止対策及び雨水対策をすること。

(4) 保管状況

中ベール②や小ベールについては品質調査員が調査当日に取り置きされているベールの中から、無作為に必要個数をサンプリングする。無作為にサンプリングできるように、他の市町村ベールとの間隔を空けること。

(5) ベール重量の事前測定

調査時間短縮のため、大ベール及び中ベール①は事前に測定し、ベールに表示する。小ベールについては調査時に測定するため、事前測定は不要。

(6) 対象ベールの明示

対象ベールの市町村名、保管施設名、入荷数量・個数、保管数量・個数、入荷日、ベール重量（大ベール、中ベール①②が該当）、の看板等により明示する。

(7) 調査対象ベールの区分け

引取り対象市町村が複数あり、その保管施設が同一の場合であっても、市町村ごとのベールの区分けを明確にすること。

(8) 調査対象ベールからのサンプルの切り取り

- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られる場合は、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内側から切り取る。
- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られない場合は、表面部分をサンプル対象とする。

4. 評価項目と評価方法

(1) 評価手順（「分別収集物ベール品質評価記録書」への記録事項）

- ①対象となるベールの種類、重量、結束材・こん包状態の種類を「分別収集物ベール品質評価記録書」に記録する。
- ②ベールから調査対象のサンプル 60～80kg を切り出し、未破袋の個数を記録する（（3）「破袋度評価」を参照）。
- ③容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）を選別する（異物の判定は（5）「異物の判定基準」を参照）。
- ④製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）は項目ごとに重量を計測する。
- ⑤調査対象の重量から製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）の重量を差し引いて、容リプラの重量を算出する。
- ⑥記録した重量をもとに、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」の評価を行う。
- ⑦禁忌品については、混入の有無、個数、品名等を記録する。
- ⑧適合分別収集物となった容リプラと製品プラの合計重量から、容リプラと製品プラの組成比率を算出する。

- (※3) (5) ⑩に該当する、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されることが判別できるもの、同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合に限る
- (※4) 産廃プラを当協会に申込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる

(2) 評価数量、ベールの種類、重量、寸法、結束材・こん包状態の確認

①評価数量

- ・大ベール、中ベール①は、あらかじめ保管してある2個を使用する。
- ・中ベール②は、あらかじめ保管してあるベールのうち、2個以上を使用する。
- ・小ベールは、あらかじめ保管してあるベールのうち、60kgを超える必要個数を使用する。

②ベールの種類の確認

- ・市町村の申込み内容により引き渡されるベールの組成が数種類になることを踏まえた品質調査を実施する観点から下記のいずれに該当するかを確認して記録する。
 - ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
 - ・ベールの種類ごとに評価を実施する。
 - ア . 「分別収集物（容リプラ+製品プラ）が混ざっているベール」
 - イ . 「分別収集物（容リプラ+製品プラ+産廃プラ）が混ざっているベール」
 - ウ . 「分別収集物（容リプラ+産廃プラ）が混ざっているベール
 - エ . 「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※5）
- (※5) エ. は、ア. イ. 又はウ. の申込みであるが、1つのベールに「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記②のベールの種類によって2種類存在する。

- ・ア. 又はエ. の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）
⇒様式1（容リプラ、製品プラ用）
- ・イ. ウ. 又はエ. の場合（「産廃プラ」を含む申込み）
⇒様式2（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

③ベール重量測定

- ・保管しているベールの内、3.(1)【取り置きベール数の目安表】の大ベール、中ベール①の重量を事前計量し、kg単位小数点以下第1位までを記録する。

④ベールの寸法測定

- ・評価対象となるベールの寸法（幅、奥行き、高さ）を計測し、m単位小数第2位まで記録する。

⑤こん包状態の確認（ベールの結束材・バンド種類等）

- ・切り取りサンプル用に選択したベールを使用する。
- ・ベールが結束材によって結束されている場合、結束材の種類（結束材と併せてフィルム等の包装材も使用されている場合は、包装材の種類等を含む。）、見掛けのバンド本数を記録する。
- ・ベールがフィルム等によってこん包され、結束材が使用されていない場合は、種類記録欄には「フィルム巻き」等と記録し、本数の記録欄には「0」を記録する。

(3) 破袋度評価

①引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として収集袋の破袋がある。
- ・分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていることが求められる。

②サンプル

- ・評価対象とするベールから、1個30kg以上ずつ取り出し重量を測定(kg単位小数第2位まで記録)し、サンプル合計が60kg～80kgとなるように床に広げる。

※取り出したサンプル重量を評価対象重量とする

※1個20kg未満の小ベールは、合計60kg～80kgとなるように4個以上をサンプルとする

③評価方法

- ・収集袋、市販のごみ袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。
- ・未破袋の袋個数を数え、その数を評価対象重量で割り込んだ(個数/kg)値を算出する。
$$\text{未破袋の袋個数(個)} \div \text{評価対象重量(kg)} = \text{未破袋の袋混入率(個/kg)}$$

※小数第2位以下を切り捨て

未破袋の袋混入率(個/kg)	評価ランク
0.2未満	Aランク
0.2以上 0.4未満	Bランク
0.4以上	Dランク

注) 未破袋の中身は全て取り出し異物の判定を行う。

④未破袋の判定基準

- ア. 未破袋とは、こぶし大程度の大きさ以上で、次の状態をいう。
 - ・袋状のもの(プラスチック容器包装かどうかは不問とする)に中身が残っており、袋内の内容物が容易に確認できないもの。
 - ・指定収集袋、市販のごみ袋等の収集に使われた収集袋の袋中から出てきた袋は小袋とし、小袋も未破袋とする。

【未破袋とは見なさない事例】

- イ. 袋の内容物が容易に確認できる下記の事例は、未破袋とは見なさない。

- ・PETボトルのキャップだけが袋に入れられると容易に判別できる場合
- ・薬の包装材だけが袋に入れられると容易に判別できる場合
- ・コンビニ弁当などの容器が1個程度袋に包まれている場合
- ・中身が元から入っていた商品である場合(未開封の商品、開封済みで使い掛け、食べ掛けの商品)
- ・上記のほかに一目で袋の内容物が確認できる場合

(4) 適合分別収集物の比率評価

①適合分別収集物の比率基準

分別収集物のうち、適合分別収集物が90%以上(重量比)であることが求められる。

②サンプル

- ・破袋度評価に使用した、床に広げた状態の60kg～80kgのサンプルを評価する。

- ・破袋度評価において未破袋と判定された袋も、破袋し、中身を取り出して評価する。

③評価方法

- ・重量は上記の 60 kg～80 kg (kg 単位小数第 2 位まで記録) とする。
- ・適合分別収集物以外の異物 (①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ、②汚れの付着している容リプラ、製品プラ、③容リ法で P E T ボトルに分類される P E T ボトル
④使用済み小型電子機器等、⑤1 辺が 50cm 以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」、⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a) 刃物等、⑧b) 再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの、⑧c) 再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの、⑨他素材の容器包装、⑩産廃プラ (※6)、⑪プラスチック副産物、⑫上記以外の異物) を取り出し、それぞれの重量をkg単位 (小数点以下 2 術まで記録) で測定する。

(※6) 産廃プラを当協会に申し込む市町村は、産廃プラは異物に含まれない

- ・評価対象重量から異物の総重量を差し引き、適合分別収集物の重量を算出する。

$$(\text{評価対象重量} - \text{異物合計重量}) \text{ (kg)} \div \text{ 評価対象重量 (kg)} \times 100 = \text{ 適合分別収集物比率 (\%)}$$

※小数第 3 位を四捨五入

適合分別収集物比率	評価ランク
90%以上	A ランク
85%以上 90%未満	B ランク
85%未満	D ランク

(5) 異物の判定基準

①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ

省令の範囲外で、なおかつ「内部部品を含めてほとんどがプラスチックで構成される」品目でない製品プラ。製品プラに含めてよいものは手引きの 3. (2) 「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物（第 3 号口関係）」を参照のこと。

②汚れの付着している容リプラ、製品プラ

分別収集物が中身の付着（食品残渣、インク等）でべとついている、又は、複数の分別収集物が中身等により固まっている状態の分別収集物、土砂や油分等、カビ等汚れの付着した分別収集物。「ベール品質評価記録書」には容リプラと製品プラに分けて記入する。

③容リ法で P E T ボトルに分類される P E T ボトル

a . P E T 製の容器（ボトル）のラベル又はボトル本体に下記の識別表示（P E T リサイクルマーク）が表示又は刻印されている容器を、P E T 区分の容器とする。



識別表示（P E T リサイクルマーク）が表示されている P E T ボトルは「指定 P E T ボトル」と呼ばれ、省令で以下の中身が入った P E T ボトルに限定されている。

「清涼飲料、果汁飲料、酒類（みりんを含む）、乳飲料等、しょうゆ、しょうゆ加工品（めんつゆ

等)、アルコール発酵調味料(料理酒を含む)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等)」

b. ラベルが剥がれた状態のP E T製の容器

- ・清涼飲料用等のP E Tボトルは、キャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示されている場合がある。そのため、賞味期限表示がある場合はP E T区分の容器とする。

(参考:しょうゆ等調味料の場合、賞味期限はラベルに表示されている。)

c. 上記に該当しない容器は全てプラスチック容器包装廃棄物とする。

④使用済小型電子機器等

・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条2項に規定する使用済小型電子機器等。使用済小型電子機器等に該当するものは、手引きの2.(2)②「使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの(第4号口関係)」を参照のこと。(＊電子基板等の不溶不融の熱硬化性樹脂製品もこの項目とする)

⑤一辺が50cm以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」

一辺が50cm以上の製品プラ、ロープ、ひも等、機械設備の回転軸や駆動部に絡まるおそれのあるもの。ただし、長さが50cmを超える場合でも、50cm未満になるように切断し、束ねられている状態であれば適合分別収集物とみなす。

⑥分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの

a)リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品

加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー、携帯電話等

b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの

ガスライター(液体燃料が空の場合も該当する。)、ガスボンベ及びスプレー缶(穴開けされている又は潰されている場合は「他素材の容器包装」に区分する。)、電池等

⑦医療系廃棄物

注射針、注射器、ウイルス性疾患の検査キット、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く。)

注)点滴セットのチューブに針が付いていても付いていなくても、医療系廃棄物とする。

⑧再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

a)刃物等

刃物、カミソリ、針、釘、鉄、ガラスの破片等怪我をする危険性のあるもの

b)再商品化設備を損傷するおそれのあるもの

・炭素繊維、ガラス繊維等で強化されたプラスチック。

・まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ5mm程度以上が目安)

・粘着性のあるテープ等。

c)再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの

・繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの

(靴、長靴、スニーカー、スリッパ、鞄、ハンドバッグ、ポーチ等)

・鉱物等の他素材を大量に含むプラスチック使用製品(「プラ」マークのある容器包装は除く。)

⑨他素材の容器包装

缶、ガラスびん、紙製の容器包装、ダンボール等

⑩産廃プラ（産廃プラを当協会に申込みのある市町村は、産廃プラは異物に含まれない。）

- ・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されるプラスチック製の容器包装。

例：「給食用」「保有米」の表示のあるコメ袋、食品添加物の容器等

- ・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出される製品プラ

- ・同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合（未使用、使用済問わず）。

例：未使用の弁当容器。

⑪プラスチック副産物

製品の製造、加工、修理又はその他の事業活動に伴い、副次的に得られる物質であって、放射性物質によって汚染されていないもの

⑫その他の異物

容器包装以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物ではあるが、どの異物項目であるかの判断ができないもの

（6）禁忌品の有無評価

上記（5）の⑥a)リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等が該当する。

（7）合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率

合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率は、容リプラのみが対象となる（製品プラ等は対象にならない）。容器包装比率は、容リプラの重量及び容リプラの異物量（異物合計量を適合分別収集物に占める容リプラの比率で掛けた値）を用いて算出する。

$$\text{容リプラの重量 (kg)} \div (\text{容リプラの重量} + \text{容リプラの異物量 (kg)}) \times 100 = \text{容器包装比率 (\%)}$$

※小数第3位を四捨五入

5. 評価結果のランク判定

「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」について、それぞれ評価した結果を品質評価記録書に記録し、評価表の結果を該当評価項目ごとにチェックすることにより、A、B、Dランクを判定する。

判定は、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」ごとにランク判定を行う。

（1）「破袋度評価」のランク判定

- ・Aランク：0.2個/kg未満
- ・Bランク：0.2個/kg以上、0.4個/kg未満
- ・Dランク：0.4個/kg以上

（2）「適合分別収集物の比率評価」のランク判定

- ・Aランク：90%以上

- ・Bランク：85%以上、90%未満
- ・Dランク：85%未満

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b) ⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a) 刃物等の混入がなければAランク、いずれかあればDランク

6. 判定結果への対応

(1) 「破袋度評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。

③ Dランク判定の場合

- ・協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いする。

- ・改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・「協会出前講座－ベール品質勉強会」の実施と、2ヶ月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いする。

(2) 「適合分別収集物比率評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。

- ・申込み初年度以降の通常調査の品質調査において、3年連続Bランクとなった場合、改善計画の立案と実行をお願いし、場合によっては再調査を行う。

③ Dランク判定の場合

- ・著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いする。

- ・改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・「協会出前講座－ベール品質勉強会」の実施と、2ヶ月ごとに「自主検査結果」の提出をお願いする。

- ・次年度の通常調査の品質調査結果がDランクであった場合には、次々年度の引き取り申込みをお断りすることとしつつ、品質改善の取組状況を総合的に判断し、対応を決定する。

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・Dランクの場合は、市町村に改善をお願いする。

- ・禁忌品が大量に発見された場合、又は禁忌品の中でも発火の危険性が非常に高い「リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品」が検出された場合は、協会より改善計画の立案と実行をお願いする。

- (4) 適合分別収集物に占める容リプラと製品プラの割合（組成比率）について
ベール品質調査結果に基づいて算出された容リプラと製品プラの組成比率は、別途定める方法に従い、業務委託契約書に記載した容リプラと製品プラの申込み比率を補正するために用いることがある。

7. 特例対応

(1) 判定結果が異常値の場合の対応

通常調査の品質調査結果において、適合分別収集物の比率が著しく低い等、通常では考えられない評価結果が出た場合、再生処理事業者、市町村からの情報を総合的に判断し、再度の調査実施の要否を決定する。

(2) 再調査が実施できない場合の対応

通常調査の結果、適合分別収集物比率判定がDランクであっても、引渡し量が少なく再調査の実施が年度内にできない場合は、再調査を実施する市町村との平等性の観点から、次回の通常調査を再調査と見なして実施し、以降、年度内の再調査でDランクであった場合に準じて対応する。

8. 引き取り拒否判定後の対応

万が一、引き取り申込みをお断りすることとなった場合は、再開へ向けて基本的に下記の手順で進める。

- (1) 品質改善の取り組みを要請。
- (2) 再開へ向けての手順、スケジュール等の打ち合わせ。
- (3) 2か月ごとに自主検査等の改善進捗状況を報告。
- (4) 自主検査等で改善効果が認められた場合、確認のため「現地品質調査」を実施。
- (5) 「現地品質調査」の評価結果、改善取り組みの効果、継続性等を総合的に判断し、引き取り再開を決定する。

【特別調査の実施と判定結果への対応】

以下(1)の①～④に該当した場合、再調査とは別に「特別調査」を実施する。

(1) 特別調査対象

- ① 協会に「ベール品質調査日程の情報漏洩に関する不適正行為通報」があった場合
- ② 協会に再生処理事業者等からベール品質調査日程の情報漏洩に関する情報があった場合
- ③ ベール調査に限らず、再生処理事業者が行うリサイクル処理業務全般において、ベール品質が引き取り品質ガイドラインを満たしていないという状況が確認され、日常的に引き取りを行っている再生処理事業者から該当する市町村に対して品質改善を再三要求するも、その要求後も品質の改善が見られず、調査が必要であると協会が判断した場合
- ④ 上記以外で、特別調査が必要と協会が判断した場合

(2) 実施者：作業は再生処理事業者主体で実施する。

品質調査員が立会う（環境省担当者、協会担当者が立会う場合がある）。

(3) 評価者：品質調査員が評価する。

(4) 実施場所：再生処理事業者の再生処理工場で実施する（協会が当該市町村等と調整する場合がある）。

(5) 実施時期：不定期

(6) 特別調査実施日：協会委託先と再生処理事業者で調整する。

(7) ①上記(1)①②の場合の市町村の立会い：原則、市町村担当者に特別調査の実施について通知せず、

立会いも要請しない。

②上記（1）③④の場合の市町村の立会い：市町村担当者に特別調査の実施について通知し、立会いを要請する。

（8）評価方法：当該「分別収集物のベールの品質評価方法」に準ずる。

（9）評価結果：保管施設ごとの特別調査結果は、協会ホームページに掲載しないが、集計結果を公表する場合がある。

（10）市町村への対応：市町村・一部事務組合担当者へ連絡し、調査の経緯、評価結果を説明する。

協会の判断で、特別調査結果を市町村・一部事務組合担当者へ連絡しないことがある。

（11）判定結果への対応

①通常調査と特別調査結果を比較し、著しく差があった場合、市町村に対して乖離理由報告書及び改善計画書の提出と改善の実行を要請する。

②特別調査結果を環境省へ報告し、再商品化合理化拠出金の対応についての判断を仰ぐ。

以上

令和 7 年 10 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格
及び指名競争入札移行時の選択肢について

1. はじめに

分別収集物のうち、容リプラの再商品化費用については従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和 7 年度は特定事業者負担 99%、市町村負担 1%）となる一方、製品プラ及び産廃プラ（以下、「製品プラ等」という。）の再商品化費用については、全額を市町村・一部事務組合が負担することになります。

容リプラについては、従来から再商品化費用が適正なものとなるよう、当協会が上限価格を定めています（優先札、一般札の両方に共通、金額は非公表）。

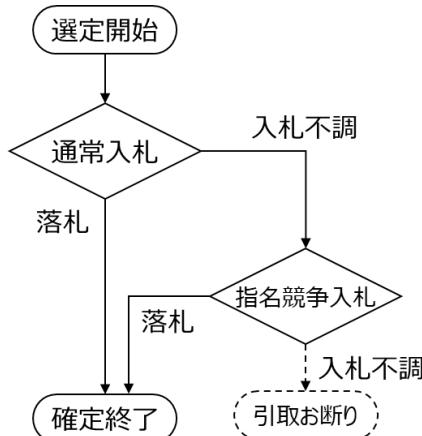
製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます。

詳細を以下に記載しますので、内容をご確認ください。

2. 入札選定の概要

入札選定の概要は下図のとおりです。

入札は保管施設ごとに行い、通常入札¹において入札不調となった場合は、指名競争入札²を実施します。



入札選定の概要

¹ 通常入札とは、全ての有資格事業者の入札札で選定する入札です。

² 指名競争入札とは、通常入札で落札されなかった施設について、その時点で資格、処理能力の余裕（余力）がある事業者の中から、引取距離その他を考慮して当協会が事業者を指名し、それらの事業者の入札札で選定する競争入札をいいます。

3. 入札選定の方法

市町村の申込内容から、保管施設を以下の申込区分に区分けします。

- ①容器包装リサイクル法に基づき分別収集された容リプラを保管する指定保管施設
- ②プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラを保管する指定保管施設（産廃プラは含まない）
- ③プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの）
- ④プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラと産廃プラを保管する、又は容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの）

指定保管施設の 類型	容リプラ	製品プラ	産廃プラ	
			容リプラ同等	製品プラ同等
①	○	-	-	-
②	○	○	-	-
③	○	-	○	-
④	○	○	○	○
	○	○	○	-
	○	○	-	○
	○	-	○	○
	○			○

入札選定は、再商品化が可能な事業者が限られる申込区分④、③、②の施設から行います。前記保管施設の選定終了後、①の選定を行い、最後に、全申込区分の入札不調施設について指名競争入札を実施します。なお、このような手順によるのは、市町村の各区分の申込量と事業者の各登録施設区分の能力合計のバランスが不明であるためであり、区分④、③、②、①へ申し込む市町村と事業者のバランスの推移如何で変更する可能性があります。

4. 入札選定に関するスケジュール

- (1) 12月上旬に、当協会よりお申込みいただいた市町村・一部事務組合宛に、製品プラ等の上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法の回答についてご連絡します。
回答の方法は、本申込をオンラインで行った場合と、郵送（紙申込）で行った場合で異なりますので、詳細は以下の①②をご覧ください。
なお、回答の方法にかかわらず、回答期限は令和8年1月9日（金）です（オンラインの場合入力可能な期限、郵送の場合は必着の期限となります）。

①オンラインで申込みを行った場合

REINS お知らせメールでご連絡いたしますので、同封されるオンラインマニュアルに沿って回答してください。

②郵送で申込みを行った場合（紙申込）

回答用紙及び返信用封筒を郵送します。回答用紙の見本は参考資料⑨を参照してください。

必要事項（製品プラ等の上限価格及び指名競争入札移行時の選択）をご記入、ご捺印いただき、回答用紙を専用の返信用封筒に入れて必ず封緘し、配達記録のある書留等でご返送ください。料金別納等発送日の残らない郵便や、配達記録が残らない「レターパック」は利用できません。

なお、回答用紙に上限価格を記入する際、右詰めで余白には必ず×印を記入してください。

- (2) 上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、当協会が開札まで厳重に保管・管理します。
- (3) 開札は、主務省庁（環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省、国税庁）立ち合いのもと行われ、その際に初めて上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容が関係者に開示されることとなります。
- (4) その後、当協会が選定を行い、再生処理事業者を決定します。
- (5) 2月下旬頃に、落札した再生処理事業者を通知します。

5. 製品プラ等の上限価格の設定について

製品プラと産廃プラに共通する上限価格について「設定する」「設定しない」のいずれかを選択し、設定する場合は、トン当たりの単価を1円単位（消費税抜き）で設定します。設定する／しないの意思表示がない場合は、「設定しない」を選択したものと判断します。また、製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。なお、上限価格を超えた額の札は無効となります。

6. 指名競争入札移行時の対応方法の選択について

通常入札が不調となり、指名競争入札に回った場合、製品プラ等の上限価格は通常入札時と同じとして選定されます。ただし、指名競争入札での不調ができるだけ回避する等の目的で、前項の上限価格に関する選択と同時に、あらかじめ以下の対応方法について選択をすることができます。これらは、通常入札で上限価格を設定した市町村のみが取りうる選択肢です。なお、通常入札と異なる上限価格を設定することはできません。また、通常入札で上限価格を設定しなかった市町村は、指名競争入札でも上限価格を設定することはできません。

- (1) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを当協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する
 - (2) 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する
 - (3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する
- (1) は、入札札が「容リプラの単価≤容リの上限価格」かつ「製品プラ等の単価>製品プラ等の上限価格」である場合に、容リプラのみを当協会に引き渡し、製品プラ等は、引き渡しを辞退する選択肢です。
 - (2) は、「製品プラ等の単価>製品プラ等の上限価格」であれば、容リプラを含めて全ての申込みを辞退するという選択肢です。

これらの選択の意思表示がない場合は、「(3) 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する」を選択したものとみなします。

7. 前記の上限価格や選択肢の回答に関する注意事項（重要）

- (1) 市町村等で上限価格の設定が可能なのは製品プラ等です。容リプラの上限価格は設定できません。
- (2) 製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。
- (3) 回答後は上限価格や指名競争入札移行時の選択を変更することはできません。上限価格の単位（円/トン）に注意し、記入した数字（桁数）や選択した指名競争入札移行時の対応方法に間違いないがないか、十分にご確認ください。
- (4) 回答期限までに回答が間に合わない、又は回答しているが必要項目が記載されていない等は「上限価格を設定しない」選択をしたものとします。
- (5) 上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、公平公正な入札を行うために厳格に管理すべき情報であり、その情報を当協会の登録事業者、入札予定事業者はもちろんのこと、第三者に開示することは厳禁です。
不適正な行為が判明した場合は、入札妨害行為として厳正な措置を行います。
- (6) 上限価格については、落札結果通知（2月下旬）までに実施される通常入札と指名競争入札に適用されます。落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札においては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できません。

以上

令和8年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された
製品プラ等の入札における上限価格の回答書

作成日	令和 ▲ 年 12 月 ■ 日		
市町村または組合コード	01001	市町村又は組合名	容器リサイクル組合
保管施設コード	01	保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
市町村(組合)長名	容器 一郎		
担当部署名	リサイクル部		
担当者名	容器 太郎		
担当者 電話番号	03-3456-7890		
担当者 E-mail	abc@def.jp		



公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された製品プラ等の入札の上限価格の設定について、下記のとおり回答いたします。

1. 製品プラ等の落札単価の上限値の設定の有無 ※「設定しない」又は「設定する」を必ず回答してください

設定しない ※「設定しない」を選択した場合、下記2. 3. は回答しないでください

設定する ※「設定する」を選択した場合、必ず下記2. 3. を回答してください

2. 製品プラ等の上限価格の設定値



円／トン（消費税抜き）

※小数点以下不可、整数で記入。7桁まで記入が可能

※右詰めで記入してください。余白は必ず×印を記入してください

3. 指名競争入札において製品プラ等が上限価格を上回った場合の扱い

- 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
- 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
- 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する

※提出後は上限価格に関する選択や上限価格を変更、又は撤回を行いません。

※本紙の未提出又は締切に間に合わない場合、又は本紙を提出しているが必要項目が記載されていない等は

上限価格は設定しないと見なすことに同意します。

※落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札に

おいては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できないことを同意します。

(保存期間10年)

令和 7 年 10 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項

市町村等が産廃プラの再商品化を協会に委託する場合には、市町村において以下の事項への対応が必要になります。

1. 排出重量の把握

- ①産廃プラは、市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を把握する必要があります。産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関して、ご不明な場合は環境省（※）にご相談ください。
- ②産廃プラについては、容リプラ、製品プラと異なり、組成比率で計算して重量を算出することが認められていません。排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を協会に報告してください。なお、中間処理施設で除去した異物の量は控除しないでください。

2. 産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の交付

- ①再生処理事業者に引き渡すベールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを交付し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については、個別に環境省（※）までお問い合わせください。
- ②協会はマニフェストの管理に関わりません。

3. 他県からの産業廃棄物搬入における事前協議が必要な場合

- ①再生処理施設が立地する都道府県外から産業廃棄物を受入・処理しようとする場合、条例等において越境移動に関する事前協議等の独自の規定を設けている場合があります。その場合は、市町村等が当該都道府県等に事前協議資料を提出する必要があります。
- ②協会が令和 8 年度の落札事業者を市町村等に通知するのは令和 8 年 2 月下旬頃となります。事前協議が必要な再生処理事業者が落札した場合には、落札した再生処理事業者と協力して、市町村等が事前協議資料を作成し、令和 8 年 2 月末までに当該都道府県等に提出してください。
- ③都道府県等により、事前協議で求められる資料や内容が異なりますので、ご注意ください。
- ④事前協議の結果については、令和 8 年 3 月末までに協会プラスチック容器事業部までご連絡ください（TEL:03-5532-8608、E-MAIL: plastic@jcpra.or.jp）。
- ⑤令和 8 年 3 月末までに事前協議の結果が確定しない場合は、令和 8 年度の産廃プラの引き取りをお断りする場合があります。

上記 1～3 の記載事項について、ご不明な点がある場合は、環境省（※）までお問合せください。

（※）環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 TEL:03-5501-3153

以上

委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）（見本）

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第32条に規定する分別収集物のうち「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項で定める分別基準適合物を除くものの再商品化に関し、以下のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約の用語は、以下各号によるものとし、本契約書中に別途定義されたものを除き、その他は容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法の用語の例による。

- 一 容リプラ プラスチック容器包装廃棄物
- 二 製品プラ 容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物。但し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。
- 三 産廃プラ プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、同法第11条第2項に基づき市町村がその処理を事務として行うことができるもの
- 四 製品プラ等 製品プラ及び産廃プラ

（業務委託）

第2条 甲は、プラスチック資源循環促進法第32条に基づき、分別収集物のうち製品プラ及び産廃プラの一方又は双方の再商品化を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務実施）

第3条 乙が受託した保管施設における分別収集物の引き取り業務（再生処理実施施設までの運搬業務を含む。）及び再生処理業務（以下合わせて「再商品化業務」という。）は、乙の指定した別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行うものとし、乙は第2項による再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む。）の変更又は追加の場合を除き、それ以外の者に再商品化業務を委託しないものとする。

- 2 乙は、再商品化事業者を変更又は追加する場合で、第6条で定める落札単価に変更が生じるときは事前に甲と協議する。但し、落札単価に変動が生じないときは、乙は決定後遅滞なく甲に通知するものとする。

（関係法令等の遵守）

第4条 甲及び乙は、本契約による業務及びその実施に関して、本契約の他、分別収集物の引き渡し申込書及び申込要領、「プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について」、「『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和8年度版）」、「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（以下「引き取り品質ガイドライン」という。）、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「分別収集の手引き」という。）その他乙が本契約に関して別途提示又は通知する一切の条件又は基準並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、プラスチック資源循環促進法、容器包装リサイクル法、その他の関連する法令、府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

- 2 乙は、本契約による業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

（実施期間及び契約初年度の定義）

第5条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。但し、第19条については情報又は知識が公知となるまで、第20条については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

- 2 本契約において、契約初年度とは令和5年4月1日以降、甲乙間で最初に締結した委託

契約の対象年度とする。

- 3 第2項にかかわらず、契約初年度後、甲乙間で委託契約を締結しなかった年度がある場合は、その後甲乙間で最初に締結した委託契約の対象年度を契約初年度とする。但し、甲乙間で本項の適用を除外する旨の合意をした場合は、この限りではない。
- 4 甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村の場合で、甲を構成し、又は代表とする市町村に前年度から変更があったときは、乙は第3項を適用し、変更後甲乙間で最初に締結した委託契約の対象年度を契約初年度とすることができます。
- 5 第3項及び第4項の他、委託契約が複数年度継続している場合であっても、期初又は期中に甲の収集形態が変更となり容リプラと製品プラの比率が大幅に変更となる可能性があるときは、乙は当該変更等を行った年度を初年度と判定することができる。このとき、第9条にかかわらず、乙は甲に対し自ら品質調査を実施することを求めることができる。

(市町村委託単価)

- 第6条 本契約における市町村委託単価は、入札により決定する落札単価と乙が定める事務処理経費単価（以下「協会経費単価」という。）とを合算した額とし、別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載する。なお、当該単価には消費税及び地方消費税（以下合わせて「消費税等」という。）は含まれないものとする。
- 2 市町村委託単価は、本契約期間中、原則として変動しないものとする。
 - 3 第2項に関わらず、第3条第2項の協議の結果、再商品化事業者又は市町村委託単価が変更された場合、「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」を差し替えたうえで「変更契約書」を締結する。

(本契約の予定委託量)

- 第7条 甲乙間で合意された本契約の対象となる分別収集物（製品プラ等）の予定委託量（kg未満は四捨五入とする）は以下のとおりとする。なお、製品プラの重量は第9条により委託申込の際に定めた容リプラと製品プラとの比率に基づき算定された数値、産廃プラの重量は重量計測に基づく引き渡し申込書記載の数値とし、それぞれ「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載するものとする。

製品プラ	: 年間	kg
産廃プラ	: 年間	kg
(参考)		
容リプラ	: 年間	kg

- 2 甲は、乙への予定委託量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、引き渡し量について予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的な理由を記載した書面で乙に通知する。乙はその通知をふまえ、必要に応じて甲と協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
- 5 甲において第4項の連絡を怠った場合、本契約の撤回があった場合又は第1項の予定委託量の大幅な減量があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回や大幅な減量があったときにおいては、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 6 甲が第3項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第3項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。

(引き渡し実績量)

- 第8条 甲は、製品プラ及び産廃プラの再商品化を受託した再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡した実績量を乙指定の報告方法により、原則として引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

- 2 第1項の報告の際の引き渡し実績量は以下のとおり算出する。
- 一 産廃プラの引き渡し実績量は、甲が収集した時点で重量計測に基づくことを原則とし、1カ月分を集計した量とする。
 - 二 甲から乙への1カ月分の容リプラ、製品プラ及び産廃プラの引き渡し実績量の合計から第1号の量を控除したものを製品プラ及び容リプラの量とする。
 - 三 第2号の実績量を、第9条により委託申込の際に定めた製品プラと容リプラとの比率に基づき按分した量を、製品プラと容リプラのそれぞれの実績量とする。

(容リプラと製品プラの比率及び調査)

第9条 容リプラと製品プラの比率は、引き渡し申込書に記載された比率とし、別紙「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載する。

- 2 契約初年度において第1項の比率は、契約初年度の上期（4月～9月）の引き渡し実績報告に適用されるものとし、下期（10月～翌年3月）の引き渡し実績報告について適用される比率は、引き渡しを受けた分別収集物について乙が契約初年度の4月から9月までに品質調査（ペール調査）（以下「品質調査」という。）を実施し、当該調査で得られた結果を適用する。なお、契約初年度の下期において適用された比率は、契約次年度の委託契約について通年適用されるものとする。契約次々年度以降の比率は、契約次年度以降に乙が実施する品質調査に基づき、委託申込前の直近の連続する2つの半期の平均値をもって決定するものとする。なお、品質調査の実施方法、品質調査に基づく容リプラと製品プラの比率の算出方法並びに当該比率の適用の時期及び方法については乙において別途定めるものとする。
- 3 第2項で定められた期間に乙による品質調査の実施が困難な場合は、乙は甲へ書面にて事前に通知し対応を協議するものとする。
- 4 第2項に基づき乙が実施した品質調査により比率が改定された場合は、「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」を差し替えたうえで「変更契約書」を締結する。
- 5 甲又は甲の委託を受けた事業者等（甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それに限らない。）は、乙が行う品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならず、品質調査を合理的な理由なく拒否又は妨害してはならない。

(市町村委託料金の算定方法)

第10条 市町村が負担する月次の市町村委託料金は、以下に記載する計算式を用いて対象ごとに算出して得られた金額を合算し、更に、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される税率をもって計算した消費税等を加算した額とする。この際、1円未満は切り捨てるものとする。

①製品プラの計算式

第8条第2項に基づいて算出された製品プラの実績量×市町村委託単価

②産廃プラの計算式

第8条第2項第1号に基づいて得られた産廃プラの実績量×市町村委託単価

(支払い条件)

- 第11条 乙は第10条に定める市町村委託料金を、四半期毎に甲に請求する。
- 2 前項の定めにかかわらず、甲乙間において、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化の義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物に関する「業務実施契約書」が締結されている場合は、乙は、前条に定める「製品プラの計算式」及び「産廃プラの計算式」を用いて対象ごとに算出して得られた金額と同契約書第14条に定める報告に基づき算出して得られた金額を合算し、更に、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される税率をもって計算した消費税等を加算した額を、四半期ごとに甲に請求するものとする。
 - 3 乙は前二項で算出された金額について、乙が定める書式の請求書を用いて支払いの請求を甲へ行うものとする。
 - 4 甲は、前項の請求書を受理した後、30日以内に当該委託料金を、乙が指定する乙名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は甲の負担とする。
 - 5 契約初年度については、契約締結時の容リプラと製品プラの比率に基づき第2四半期まで乙は甲へ請求を行うものとし、第3四半期以降、第9条第2項に基づき容リプラと製品プラの比率が改定された場合は、改定された比率に基づき乙は甲へ請求を行うものとする。

(引き取り方法)

第12条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であつて本契約において対象とされる分別基準適合物及び分別収集

物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。

- 2 甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を直ちに提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断したときには、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。
- 3 乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとする場合は、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の増加が発生するときには、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。
- 4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輌への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない。）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。
- 5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
- 6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。
- 7 甲による誤引き渡しが認められた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
- 8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別収集物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
- 9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における製品プラ等に関する委託契約の契約申込を拒むことができるものとする。

（品質確保）

- 第13条 甲は、プラスチック資源循環法第32条の環境省令で定める基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本契約第4条の定めに基づき分別収集を行う。
- 2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集物の品質が「引き取り品質ガイドライン」及び分別収集の手引きの品質基準より著しく劣ると判断される場合又はリチウムイオン電池等の発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
- 3 甲は、第2項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に第2項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
- 4 第3項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドライン及び分別収集の手引きに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本契約の有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
- 5 甲が収集した分別収集物の品質が引き取り品質ガイドライン及び分別収集の手引きの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における製品プラ等に関する委託契約の契約申込を拒むことができるものとする。この場合において、乙が本契約を解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。
- 6 甲の分別収集物について、乙は第9条に定める場合の他、定期又は不定期に品質調査を実施するものとし、この場合にも第9条第5項を適用する。

（引き取り作業）

- 第14条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導

する。

- 2 甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。
3 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもつて協議のうえ、これを解決する。

(指定保管施設)

- 第15条 甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等について、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別収集物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別収集物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない。
 - 3 指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
 - 4 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別収集物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
 - 5 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における製品プラ等に関する委託契約の契約申込を拒むことができるものとする。

(安全管理)

- 第16条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第13条第2項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）、感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

(全国市町村の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を超えた場合の対応)

- 第17条 乙は容リプラを含む全国市町村の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上回ることが見込まれる場合は、甲及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとする。

(再商品化履行状況の現地確認)

- 第18条 甲は、本契約に基づき、甲が引き渡した分別収集物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認（以下「現地確認」という。）を行うことができる。
- 2 甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前に連絡するものとする。乙は、再商品化事業者と協議のうえ、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整のうえ、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。
 - 3 現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。
 - 4 現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 5 甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等（再商品化事業者が乙に提出した控え）について確認を行うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができるものとする。

- 6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

(秘密保持)

第19条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、本契約に関する入手した甲の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本契約の実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

- 第21条 乙は、甲に対し、以下の各号を誓約する。
- 一 自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる）、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者、その構成員又はその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。）こと。
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力等ではないこと。
 - 三 反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - エ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 2 乙が、第5条に定める本契約の有効期間中に次のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずして乙と締結している本契約を含む全ての契約を解除することができる。但し、甲が全ての契約を解除しようとする場合、乙が、下請事業者（下請遅延防止法第2条第8項に定めるものをいう。）に、再商品化業務の再委託をしているときは、甲は乙が相当の期間を定めた当該下請事業者に対する催告を要することを了解する。
- 一 本条第1項の各号に違反したことが発覚した場合
 - 二 反社会的勢力等として起訴された場合
 - 三 反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合

(契約の解除)

- 第22条 甲又は乙は、相手方について以下の事由が生じた場合、本契約を含む甲乙間の全ての全部又は一部を解除することができる。
- 一 甲による解除
 - ア 容器包装リサイクル法第32条第1項の規定により指定を取り消されたとき
 - イ プラスチック資源循環促進法施行令第9条第1号に定める基準に適合しなくなったとき
 - ウ 第21条の反社会的勢力に該当するとき
 - 二 乙による解除

- ア 甲が不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
 - イ 第9条第2項に基づく品質調査を拒否又は妨害したとき
 - ウ 第13条第3項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき
 - エ 市町村委託料金の支払いを拒否し、又は行わなかつたとき
- 2 第1項の他、甲又は乙は、相手方について、本契約の実施において不正又は不当な行為があつたとき、相手方が本契約に違反した場合で、相当の期間を定めて書面をもつてその是正を催告しても、当該期間内に是正されないとき、又は甲乙間の他の契約が解除されたときは、本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 本契約が解除された場合で、乙が本契約に基づいて引き渡しを受けた製品プラ等について、再商品化処理が未だに完了していないものがあるときは、乙が当該未了分の再商品化を行い、その費用は解除事由が生じた当事者が負担する。なお、金額及び支払方法等については、甲及び乙が別途協議のうえ定める。

(権利義務の譲渡禁止)

第23条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放棄)

第24条 本契約に定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものでない。

(協議事項)

第25条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもつて問題を解決するよう努める。

2 甲及び乙は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合又は本契約に記載のない事項について、誠意をもつて協議し、これを解決する。

(災害、事故対応)

第26条 甲及び乙は、天災地変、事故等により甲と再商品化事業者間で分別収集物の引き渡しに支障が生じると予想される場合、速やかに相手方へ報告するものとする。

(危険物混入による火災事故対応)

第27条 甲から引き取りを行った分別収集物にリチウムイオン電池等危険物が混入し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の保管場所で発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもつて対応するものとする。

(容リプラと製品プラの比率変更に伴う容リプラに関する契約への適用)

第28条 甲乙間で本契約の他に容リプラの再商品化業務に関する契約を締結している場合、本契約により容リプラと製品プラの比率が変更され、それに伴い容リプラの引き渡し量が変更されたときは、当該他の契約にも変更後の引き渡し量が適用される。

本契約書締結の証として、甲及び乙は、本契約書二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 石塚 久継

令和 7 年 10 月 21 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について

（1）市町村等が負担する製品プラ等の再商品化費用は、協会が定める市町村委託単価に製品プラ等の引取実績量を乗じて計算します。以下の 1)、2) を合計したものが市町村委託単価となります。

1) 入札によって決定する再生処理費用（落札単価）

市町村等、保管施設ごとで単価が異なります。2月下旬に落札単価を通知いたします。

2) プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価

協会で発生する費用の中から、プラスチック資源循環促進法（32条）に関わる経費を抜き出し、製品プラ等の申込見込量で除したもののが単価となります。

※ プラスチック資源循環促進法（32条）における容リプラのうち、小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用については、市町村負担となります（市町村負担分を申込まない場合は発生しません）。

（2）市町村等が負担する委託単価の計算式は以下のとおりです。

●令和8年度の委託単価の計算方法

$$\begin{aligned}
 \text{市町村} &= \frac{\text{再商品化事業者落札単価(製品プラ等)} + \frac{\text{協会経費見込(製品プラ等分)}}{\text{市町村からの製品プラ等の申込見込量}}}{\text{(令和8年2月下旬に決定)}} \\
 &= \frac{\text{市町村からの申込見込量(6月調査)} \times \frac{\text{再商品化事業者見込委託単価}}{\text{再商品化事業者見込委託単価(落札単価予測・過去実績)}} + \frac{\text{協会経費見込(容リプラ分)}}{\text{協会経費から製品プラ等除外}}}{\text{特定事業者再商品化実施委託単価}} \\
 &\quad \uparrow \text{令和7年10月に決定} \\
 &\quad \uparrow \text{※市町村(小規模分)も同じ単価}
 \end{aligned}$$

（3）プラスチック資源循環促進法（32条）により発生する協会経費単価の考え方

令和8年度の特定事業者の再商品化実施委託単価（容リプラ）及び市町村の協会経費単価（製品プラ等）は、令和7年10月20日（月）開催の当協会理事会において機関決定される予定です。そのため本資料では、令和8年度協会経費単価の考え方のみお知らせいたします。なお、正式な再商品化実施委託単価及び協会経費単価は理事会終了後、改めてご通知させていただきますので、よろしくお願いします。

●製品プラ等経費単価の計算方法

1. 市町村等が負担する経費のうち、分別収集物の再商品化で発生した明確な区分が不可能な費用を「共通経費」とし、そのうち市町村負担分として製品プラ等の重量比率で按分したものを「共通経費のうち市町村負担額」(A)とする。

一方、分別収集物の再商品化で追加的に発生した明確な区分が可能な費用（分別収集物の品質調査や再商品化製品等の分析に係る経費）を「市町村固有経費」(B)とする。

(B)は容リプラのみでは発生し得なかった費用であるという考え方に基づきます。

2. (A)として市町村が令和8年度に負担する費用は、令和8年度予算ベースのプラスチック容器事業部の協会経費から分別収集物の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）を除いた額に、6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量按分とする。

以降、N年度に負担する(A)は、(N)年度予算ベースのプラスチック容器事業部の協会経費から製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費（特定事業者に関わる経費）を除いた額に、容リプラと製品プラ等の申込見込量に対する製品プラ等の重量按分とする。

(B)として市町村が令和8年度に負担する費用は、令和7年度の上期実績と下期見込の合計費用とする。以降、N年度に負担する(B)は、(N-1)年度（前年度）の上期実績と下期見込の合計費用とする。

3. 令和8年度の協会経費見込（製品プラ等分）は上記(A)+(B)である。この費用を令和7年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものが令和8年度の製品プラ等経費単価である。以降、N年度に負担する協会経費見込（製品プラ等分）は上記(A)+(B)である。この費用を(N-1)年6月に調査した「市町村からの製品プラ等の申込見込量」で除したものがN年度の製品プラ等経費単価である。

ただし、令和8年度の実績費用と令和8年度に市町村が負担した上記(A)+(B)の費用の差額は原則として令和10年度の単価に含める。以降、令和N年度の実績費用と令和N年度に市町村が負担した上記(A)+(B)の費用の差額は原則として令和(N+2)年度の単価に含める。

<参考>

令和8年度プラスチック容器事業部の協会経費総額を特定事業者と市町村に負担する考え方



以上